

羽村市一般廃棄物処理基本計画

答 申

令和3年12月24日

羽村市廃棄物減量等推進審議会

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題	3
第 3 節 計画の位置づけ	4
第 4 節 計画の期間及び目標年度	5
第 2 章 地域の概要	6
第 1 節 自然環境	6
1. 地理的・地形的特性	6
2. 気象	7
第 2 節 社会環境	8
1. 人口の現状	8
2. 産業の現状	10
3. 土地利用	12
第 3 節 将来計画	13
1. 長期総合計画	13
第 3 章 ごみ処理の現状と課題	15
第 1 節 ごみ排出の現状	15
1. ごみ分別区分とごみ処理フロー	15
2. ごみ量の実績	17
第 2 節 収集運搬の現状	21
1. 計画収集区域	21
2. 収集運搬体制	21
3. 収集・運搬量の推移	22
第 3 節 中間処理の現状	23
1. 中間処理施設の概要	23
2. 中間処理量の推移	24
第 4 節 最終処分の現状	25
1. 最終処分場の概要	25
2. 最終処分量の推移	26
第 5 節 ごみ処理の課題	27

1. 発生及び排出抑制・資源化に関する課題	27
2. 収集・運搬に関する課題	28
3. 中間処理に関する課題	29
4. 最終処分に関する課題	29
第6節 廃棄物処理システムによる比較評価	30
第4章 ごみ排出量の予測	32
第1節 将来人口	32
第2節 ごみ排出量の推計	32
1. 計画手法とその手順	32
2. ごみ排出量原単位実績	34
3. 現況推移の推計結果	34
第3節 減量化・資源化目標	37
1. 国、東京都の目標とその検証	37
2. 前計画の目標とその検証	40
第4節 排出抑制及び資源化施策	41
1. 施策ケースの設定	41
第5章 ごみ処理基本計画	45
第1節 基本方針	45
1. ごみ処理における基本方針	45
第2節 施策の基本フレーム	49
第3節 発生及び排出抑制・資源化計画	50
1. 発生及び排出抑制・資源化の目標	50
2. 市と市民・事業者の行動指針	50
第4節 収集・運搬計画	54
1. 収集・運搬の目標	54
2. 市と市民・事業者の行動指針	54
第5節 中間処理計画	56
1. 中間処理の目標	56
2. 市の行動指針	57
第6節 最終処分計画	58
1. 最終処分の目標	58
2. 市の行動指針	58
第7節 その他の計画	59

第 6 章 生活排水処理基本計画 -----	60
1. 処理形態別人口の推移	60
2. 公共下水道の推移と将来計画	60
3. し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移	61
4. 収集・運搬方法	62
5. 処理方法	63
6. 生活排水処理の課題	63
第 2 節 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の推計 -----	65
1. 生活排水処理処理形態人口の推計方法	65
2. 計画処理量の推計方法	65
3. 生活排水処理形態別人口の推計結果	66
4. 計画処理量の推計結果	67
第 3 節 生活排水処理基本計画 -----	68
1. 基本方針	68
2. 生活排水処理の目標	68
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	68
4. 計画達成のための施策	69
5. 災害時のし尿処理に関する事項	69
第 7 章 羽村市災害廃棄物処理計画 -----	70
第 1 節 総論 -----	70
第 2 節 計画の対象 -----	70
1. 対象とする災害	70
2. 対象とする災害廃棄物	70
3. 被害の想定	73
第 3 節 災害廃棄物処理の実施主体 -----	75
1. 本市の役割	75
2. 西多摩衛生組合及び組合構成市町の役割	75
3. 市民・災害ボランティアの役割	76
4. 事業者の役割	76
5. 東京都の役割	77
第 4 節 災害廃棄物対策の基本的な考え方 -----	78
1. 災害廃棄物処理の基本方針	78
2. 災害廃棄物処理の流れ	78
3. 災害廃棄物処理業務の進め方	80

4. 処理期間とスケジュール	81
第5節 災害廃棄物対策 -----	82
1. 平常時における対応（発災前）	82
2. 初動期における対応	86
3. 応急対策期	93
4. 災害復旧・復興期	94

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

羽村市（以下「本市」という。）は、西多摩衛生組合及び組合構成市町（本市、青梅市、福生市、瑞穂町）と共に、平成24年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成29年3月に改定し、循環型社会の形成に向けた施策の展開と体制の構築に取り組んできました。

国においては、平成29年6月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、平成30年6月には、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の資源生産性を高める取組みを一層強化することや、万全な災害廃棄物処理体制を構築すること及び対応等について示されています。食品ロスについては、「家庭系食品ロス量」及び「事業系食品ロス量」を代表指標としており、そのうち「家庭系食品ロス量」は、SDGsにおいて「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」とされていることを踏まえて、2030年度を目標年次として、数値目標を2000年度の半減と設定されています。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の内容を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が、令和元年5月31日に策定され、令和3年3月9日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定された後、令和3年6月4日に可決されました。この法律は、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組み（3R+Renewable）を促進するための措置を講じようとするものです。

東京都においても、「東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）」の策定や「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update&Report（令和3年3月）」の中で食品ロス削減、プラスチック対策に向けた個別計画を策定する等の取組が急速に進んでいます。

また、多摩地域では、全市町村（26市3町1村）および8団体の一部事務組合において、相互に支援協力が必要な事態が発生した場合に備え、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」が締結され、広域的な処理の支援体制が確保されていますが、近年台風や地震による大規模災害が発生しており、災害廃棄物処理についての対応が急務な課題として求められています。

国の「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」においては、「一般廃棄物処理基本計

画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」としており、本市の「一般廃棄物処理基本計画」は、平成 29 年 3 月の改定から 5 年が経過した令和 3 年度が見直しを行う時期にあたります。

以上のような状況から、国や東京都の動向を踏まえた上で、本市における課題の認識および広域かつ効率的な廃棄物処理施策を推進し、廃棄物の減量化・再資源化を念頭に置き、計画の見直し（以下「本計画」という。）を行います。

第2節 西多摩衛生組合構成市町の間処理施設の現状と課題

燃やせるごみの処理については、西多摩衛生組合において、組合構成市町（本市、青梅市、福生市、瑞穂町）が、共同で広域かつ効率的な燃やせるごみの処理を行っています。

なお、西多摩衛生組合環境センターでは、令和元年度に、第1期基幹改良工事が完了し、施設の延命化を図っています。

燃やせるごみ以外の不燃ごみ、資源物及び粗大ごみ等の処理については、組合構成市町が所有する各資源化処理施設において、個別で中間処理を行っています。

また、し尿処理については、平成8年に西多摩衛生組合での共同処理から各市町の単独処理となっています。

本市においては、平成31年3月31日まで、羽村市クリーンセンターで、処理を行っていましたが、同年4月1日より青梅市に処理を委託し、青梅市し尿処理場での構成市町による広域的かつ効率的な処理を行っています。これに伴い、羽村市クリーンセンターについては、令和元年7月をもって施設を廃止しています。

組合構成市町の資源化処理施設は、維持管理に万全を期し、定期的に維持補修を実施しながら、運営を行っています。中には、施設稼働から長期間経過したことによる老朽化のため、基幹の設備改良工事の検討が必要となっている施設もあります。今後も、安定的な処理を継続して行うため、本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議等により、組合構成市町がそれぞれ有する施設の統合を含め検討する必要があります。

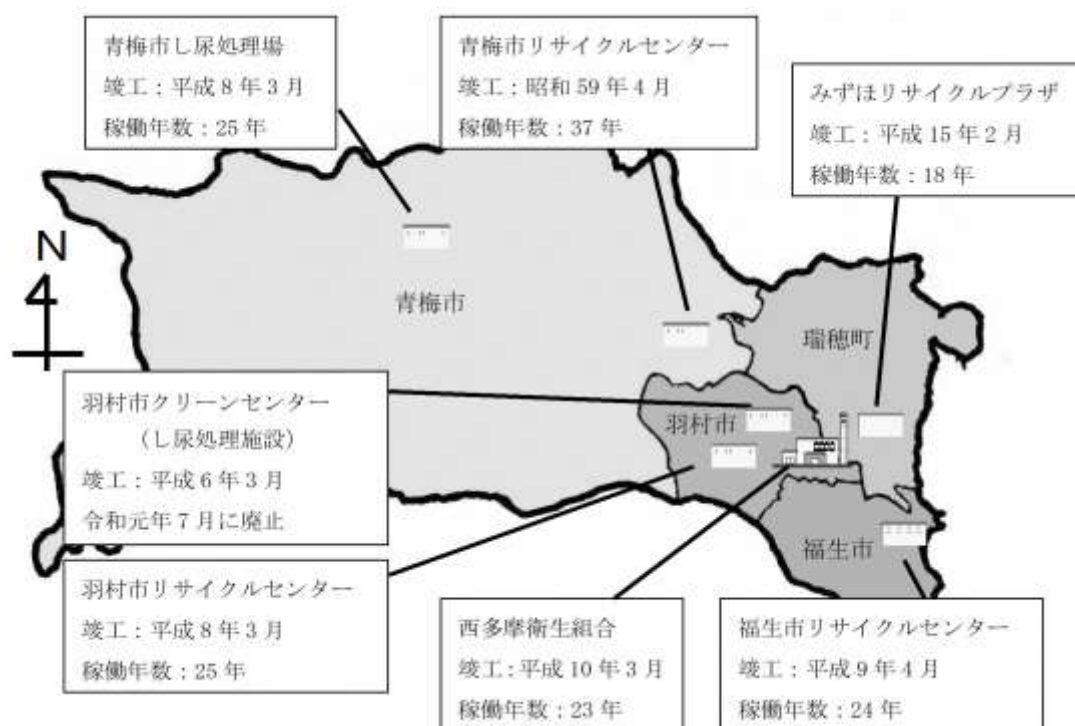


図1-2-1 西多摩衛生組合及び組合構成市町の間処理施設の位置図

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「同法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水（し尿及び生活雑排水）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

また、都道府県は、廃棄物処理法第5条の5の規定により災害廃棄物処理計画を策定することとされており、市区町村等においても、都道府県と相互に整合性が図られた災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

「一般廃棄物処理基本計画」の位置づけ及び他の計画等との関係を図1-3-1に示します。

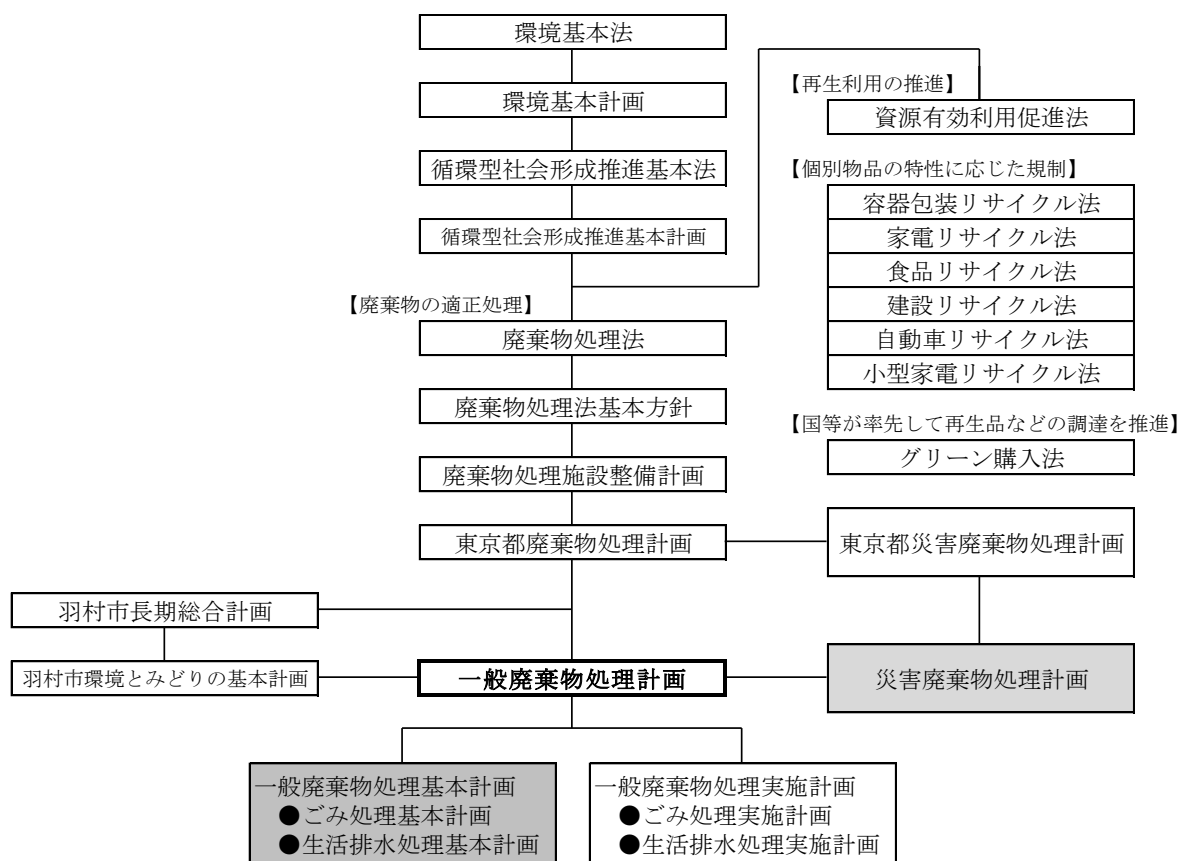


図1-3-1 本計画の位置づけ及び他の計画等との関係

第4節 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間として定めます。なお、計画は概ね5年ごとに改定するものとし、社会・経済情勢の大きな変化や国・東京都における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとしします。

表1-4-1 計画の期間

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					▲ 中間目標年度					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度

【計画目標年度】

令和18年度

第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本市は、都心部から西に約45km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置しており、市域は概ね平坦地となっています。

東は瑞穂町、南は福生市・あきる野市、西は青梅市、そして北は青梅市・瑞穂町に接しており、その広さは東西に4.23km、南北に3.27km、行政面積は9.90km²です。また、行政面積の一部に横田基地があります。

本市は、多摩川やその周辺の水田地域、羽村草花丘陵、玉川上水など、水と緑が調和した美しい自然環境を有しています。

交通網に関しては、JR 青梅線に平行して奥多摩街道及び新奥多摩街道が走っています。

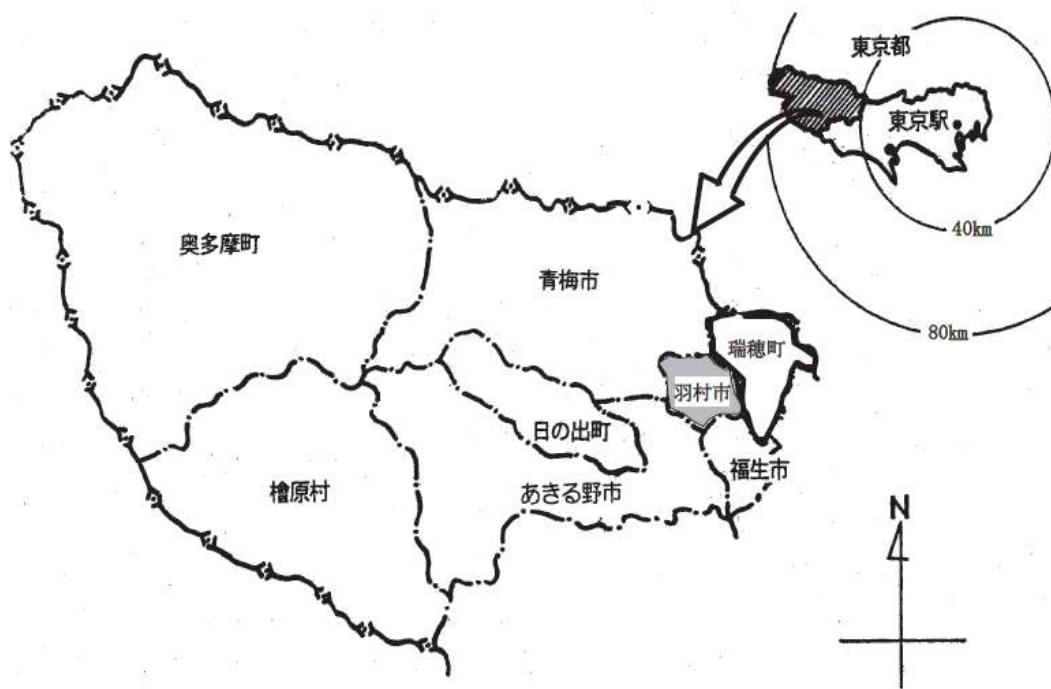


図2-1-1 本市の位置図

2. 気象

気温・月間降水量の状況を、表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

令和 2 年における気候は、平均気温が 15.1℃と比較的温暖です。また、同年の降水量は、1,613.0mm となっています。

表2-1-1 気温・降水量の状況

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成28年	15.0	38.1	-8.4	1,483.0
平成29年	14.4	37.2	-6.5	1,412.5
平成30年	15.4	40.8	-9.3	1,401.0
令和元年	15.0	37.2	-5.1	2,198.5
令和2年	15.1	39.6	-6.6	1,613.0
1月	5.4	18.7	-2.8	89.5
2月	6.0	19.4	-6.6	5.0
3月	9.3	27.1	-2.3	99.0
4月	11.4	25.5	1.9	268.0
5月	18.4	30.0	7.2	99.5
6月	22.5	33.1	16.0	264.5
7月	23.1	33.3	16.6	337.5
8月	28.3	39.6	20.3	23.5
9月	22.9	35.7	11.9	216.0
10月	16.0	27.2	3.6	200.0
11月	12.0	25.3	2.7	9.5
12月	5.6	16.6	-4.3	1.0

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ 観測地点：青梅観測所

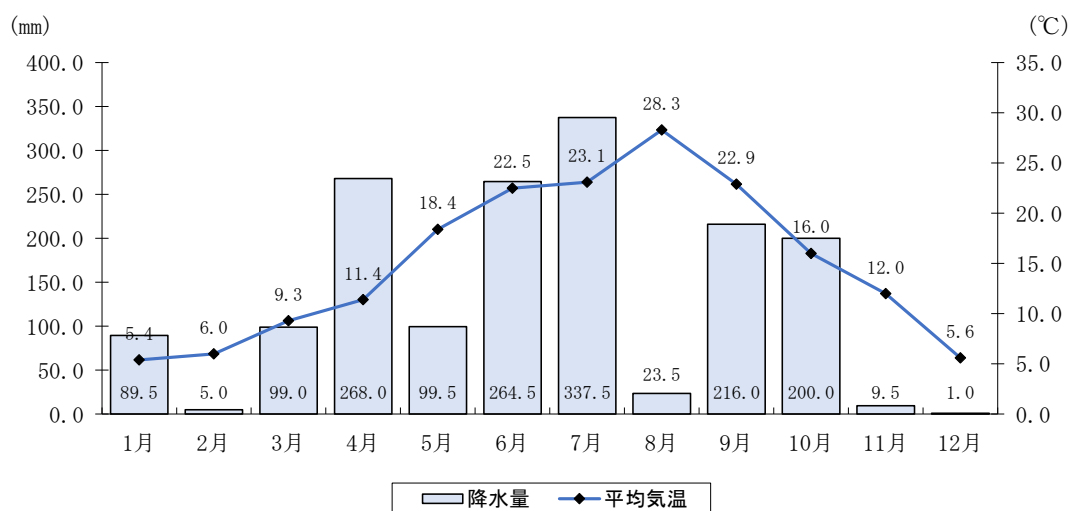


図2-1-2 気温・降水量の状況

第2節 社会環境

1. 人口の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

本市における行政区域内人口の推移を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示します。

本市の人口は、緩やかに減少傾向にあり、平成 23 年度に対して令和 2 年度の人口は、2,806 人減少しています。

一方、世帯数については平成 23 年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移し、令和 2 年度は減少に転じています。令和 2 年度の世帯数は、最も世帯数の多い令和元年度に比べ、193 世帯減少しています。

また、一世帯当たりの人員は、平成 23 年度で 2.30 人であったものが、令和 2 年度では、2.13 人と減少しています。

表2-2-1 人口と世帯数の実績

年 度	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	人／世帯
平成23年度	57,589	24,990	2.30
平成24年度	57,268	25,054	2.29
平成25年度	56,952	25,075	2.27
平成26年度	56,599	25,144	2.25
平成27年度	56,478	25,374	2.23
平成28年度	56,253	25,528	2.20
平成29年度	56,083	25,710	2.18
平成30年度	55,649	25,706	2.16
令和元年度	55,519	25,909	2.14
令和2年度	54,783	25,716	2.13

※：外国人人口を含む。(各年 10 月 1 日現在)

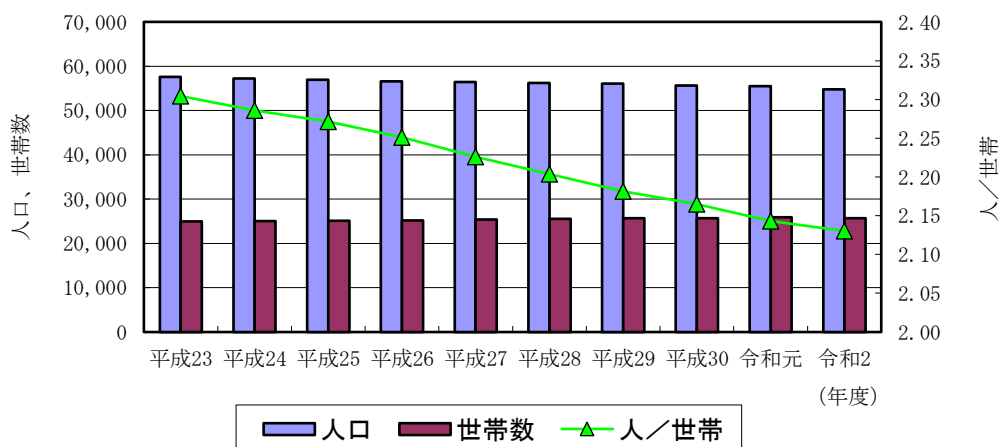


図2-2-1 人口と世帯数の推移

(2) 人口動態

人口動態の推移を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示します。

本市の人口動態は、平成 30 年度の社会動態が増加していますが、総増減数でみると減少傾向で推移しています。

表2-2-2 人口動態の推移

区分			人数 (人)	区分			人数 (人)
平成27年度	自然動態	出生	417	平成30年度	自然動態	出生	345
		死亡	451			死亡	514
		増減	-34			増減	-169
	社会動態	転入	2,620		社会動態	転入	2,698
		転出	2,768			転出	2,685
		増減	-148			増減	13
総増減数			-182	総増減数			-156
平成28年度	自然動態	出生	404	令和元年度	自然動態	出生	365
		死亡	536			死亡	536
		増減	-132			増減	-171
	社会動態	転入	2,619		社会動態	転入	2,406
		転出	2,714			転出	2,693
		増減	-95			増減	-287
総増減数			-227	総増減数			-458
平成29年度	自然動態	出生	366	令和2年度	自然動態	出生	304
		死亡	518			死亡	574
		増減	-152			増減	-270
	社会動態	転入	2,599		社会動態	転入	2,227
		転出	2,912			転出	2,558
		増減	-313			増減	-331
総増減数			-465	総増減数			-601

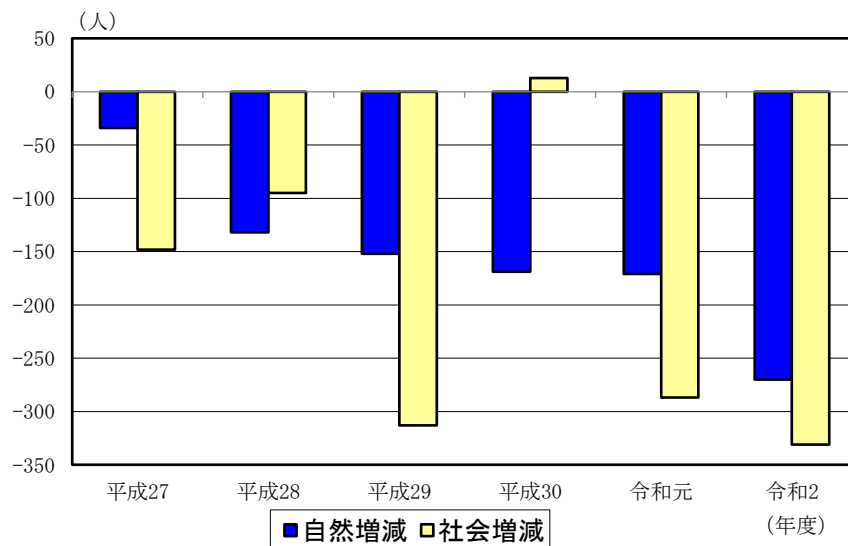


図2-2-2 人口動態の推移

2. 産業の現状

(1) 産業の状況

本市の産業大分類別の従業者数を表 2-2-3 に示します。

本市（平成 27 年値）では、第 3 次産業の従業者数が一番多く、64.7%を占めており、次いで第 2 次産業が 29.5%、第 1 次産業が 0.7%となっています。

表2-2-3 産業大分類別従業者数

	就業者数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成22年	27,379人	185人	8,317人	17,421人	1,456人
	100.0%	0.7%	30.4%	63.6%	5.3%
平成27年	26,392人	194人	7,789人	17,082人	1,327人
	100.0%	0.7%	29.5%	64.7%	5.0%

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2016～2020 年版）から引用。

※：各年 10 月 1 日現在。

(2) 農業の状況

本市の農業の状況を表 2-2-4 に示します。

本市の農家戸数は、平成 12 年に対して平成 27 年は、31 戸減少しています。

表2-2-4 農業の状況

単位：戸

	農 家	自給的農家	販売農家		
			専業農家	兼業農家	
				第1種	第2種
平成12年	135	58	11	13	53
平成17年	122	52	21	8	41
平成22年	123	56	17	9	41
平成27年	104	46	28	3	27

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2011、2020 年版）から引用。

※：各年 2 月 1 日現在。

※：平成 12 年、17 年は、前計画の数値から引用。

(3) 工業の状況

本市の工業の状況を表 2-2-5 に示します。

本市の事業所数は、概ね横ばいで推移しています。一方で、従業者数は、平成 26 年に対して、令和元年は、661 人増加しています。

表2-2-5 工業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成26年	69	7,664	63,333,600
平成29年	70	7,798	66,397,328
平成30年	70	8,470	70,909,000
令和元年	68	8,325	76,184,833

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2016～2020 年版）から引用。
※：平成 26 年は 12 月 31 日現在、平成 29 年～令和元年は 6 月 1 日現在。

(4) 商業の状況

本市の商業の状況を表 2-2-6 に示します。

本市の事業所数は、平成 14 年に対して平成 26 年は、232 箇所減少しており、従業者数は、1,748 人減少しています。

表2-2-6 商業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成14年	559	4,604	144,564
平成16年	542	4,219	134,612
平成19年	473	3,701	125,055
平成26年	327	2,856	90,070

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成）（2011、2020 年版）から引用。
※：平成 14 年、16 年は前計画の数値を引用。
※：平成 14 年、16 年、19 年は 6 月 1 日現在。平成 26 年は 7 月 1 日現在。

3. 土地利用

本市の地目別面積の状況を表 2-2-7 に示します。

本市の地目別面積の状況としては、「宅地」が全体の 89.6%で最も広い面積を占めており、次に「畑」は 5.2%、「田」が 0.8%となっています。

表2-2-7 地目別面積の状況

単位：ha

	総数	宅地				田	畑	山林	その他	免税点未満	
		商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
平成27年	608.55	541.55	18.89	170.82	351.81	0.03	4.55	35.76	4.70	15.30	6.69
平成28年	608.54	542.60	18.87	170.82	352.87	0.04	4.67	35.31	4.61	15.06	6.29
平成29年	697.96	543.19	18.87	170.66	353.61	0.05	4.67	34.29	4.56	14.82	6.44
平成30年	607.79	543.91	18.90	170.80	354.15	0.06	4.67	33.27	4.55	14.90	6.49
令和元年	607.61	544.34	18.83	170.82	354.64	0.05	4.62	31.76	4.47	15.48	6.94
令和元年割合	100.0%	89.6%	3.1%	28.1%	58.4%	0.0%	0.8%	5.2%	0.7%	2.6%	1.1%

出典：多摩地域データブック（東京市町村自治調査会作成（2016～2020年版）から引用。

※：固定資産税が非課税とされている国有地、道路、保安林等は除かれている。

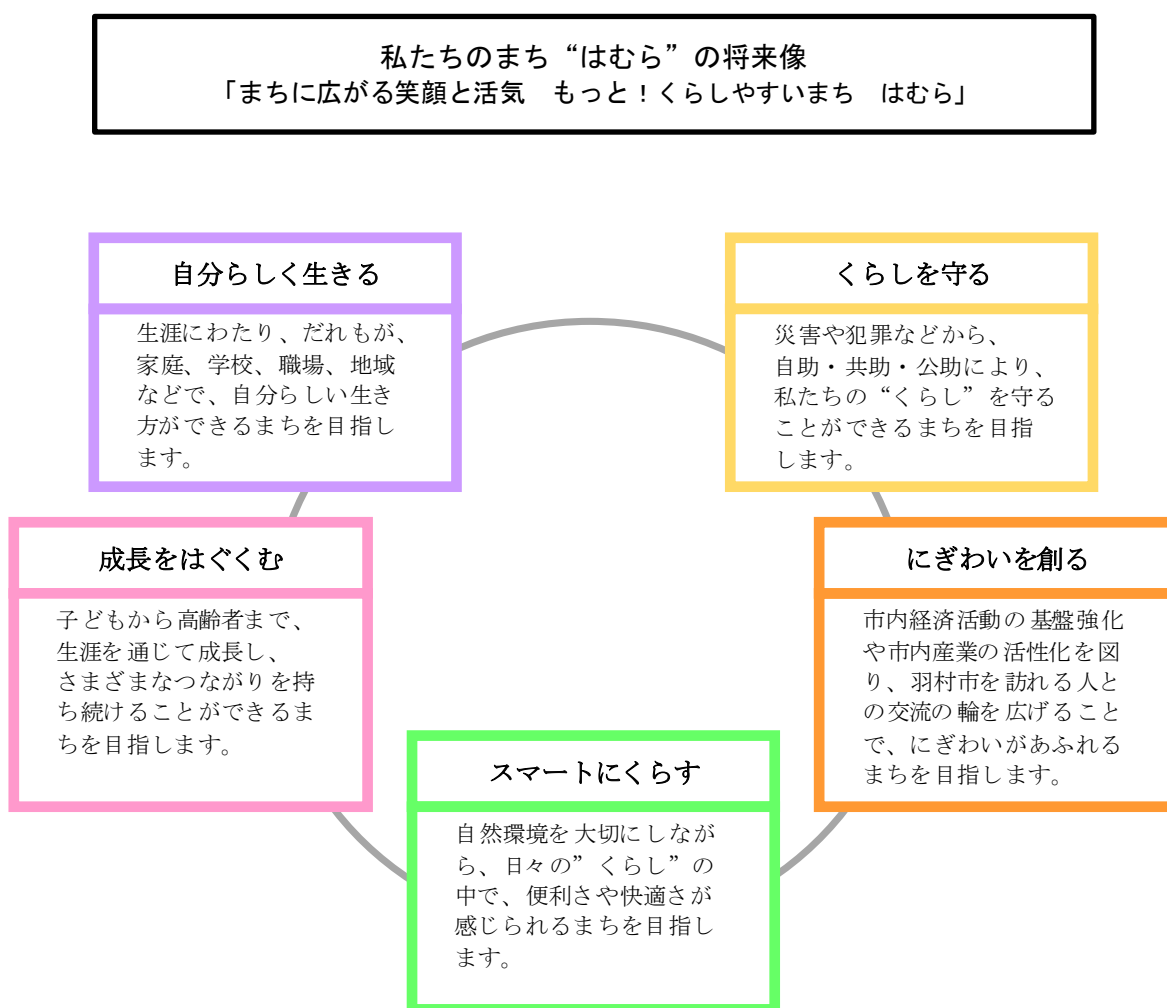
※：各年1月1日現在。

第3節 将来計画

1. 長期総合計画

(1) 総論

第六次羽村市長期総合計画では、計画期間を令和4（2022）年度～令和13（2031）年度と定めており、「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向け、市と市民・事業者が横断的な視点を持って取り組むまちづくりの方向性として、以下に示す5つのコンセプトを掲げ、さまざまな取組みを行うこととしています。



(2) 廃棄物処理に関する事項

第六次羽村市長期総合計画前期基本計画では、コンセプト「スマートにくらす」の施策3「自然を大切にし、次世代につなぐまち」の中の方向性1「ごみの減量と資源化の促進」で、廃棄物処理に関する事項について、以下のとおり記載しています。本計画は、羽村市基本構想に示す将来像の実現に向けて、基本計画で示す施策と取組みの方向性に基づく個別計画として、策定します。

【コンセプト】

スマートにくらす

【施策】

自然を大切にし、次世代につなぐまち

【取組みの方向性】

ごみの減量と資源化の促進

- (1) ごみの排出抑制や分別の徹底などにより、ごみの減量と資源化に取り組みます。
- (2) 適切で安定した廃棄物処理を継続するため、廃棄物処理施設の計画的な修繕を実施し、施設機能の維持保全を図るとともに、周辺地域における共同処理、民間活力の導入などに取り組みます。



第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出の現状

1. ごみ分別区分とごみ処理フロー

本市のごみ分別区分を表 3-1-1 に、ごみ処理フローを図 3-1-1 に示します。

表3-1-1 ごみ分別区分

区 分		主 な 内 容
燃やせるごみ		生ごみ、ぬいぐるみ、革製品、ゴム用品、かっぱ、浮き輪、CD、DVD、ビデオテープ等
燃やせないごみ		ビデオデッキ、電気ストーブ、掃除機、電話機、炊飯器、ラジカセ等
粗大ごみ		大きさ50cm以上のたんす・机・椅子・ガステーブル・スキー板、自転車等
剪定枝		庭木等の枝
有害ごみ		蛍光管、蛍光灯、電池、スプレー缶、使い捨てライター等
資 源 物	ダンボール	ダンボール
	新聞紙	新聞、折り込みチラシ含む
	雑誌・雑紙	雑誌、シュレッダー屑、菓子箱等
	古着・古繊維	衣類、シーツ、カーテン等
	ビン	飲料用ビン、化粧品ビン等
	缶	飲料用の缶類、お菓子・のり・お茶の缶等
	容器包装プラスチック	 マークの入ったプラスチック製の容器包装
	硬質プラスチック (製品プラスチック)	プラスチック製のバケツ・ハンガー・ボウル・プランター、CDケース等
	金属	スプーン、フォーク、針金ハンガー、なべ等
	ペットボトル	 マークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	白色トレイ	白色のトレイ
	紙パック	牛乳、ジュース等のアルミコーティングされていない紙パック

本市から発生した燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理しています。燃やせないごみ、粗大ごみ、剪定枝、有害ごみ及び資源物は羽村市リサイクルセンターで破碎・選別等により処理を行い、資源となるものはリサイクル品販売所等で再生されます。また、破碎選別可燃物は、焼却処理、破碎選別不燃物については、平成 26 年度から資源化しています。

なお、資源物については、羽村市リサイクルセンターへの搬入以外に資源回収業者へ搬入するルートもあります。

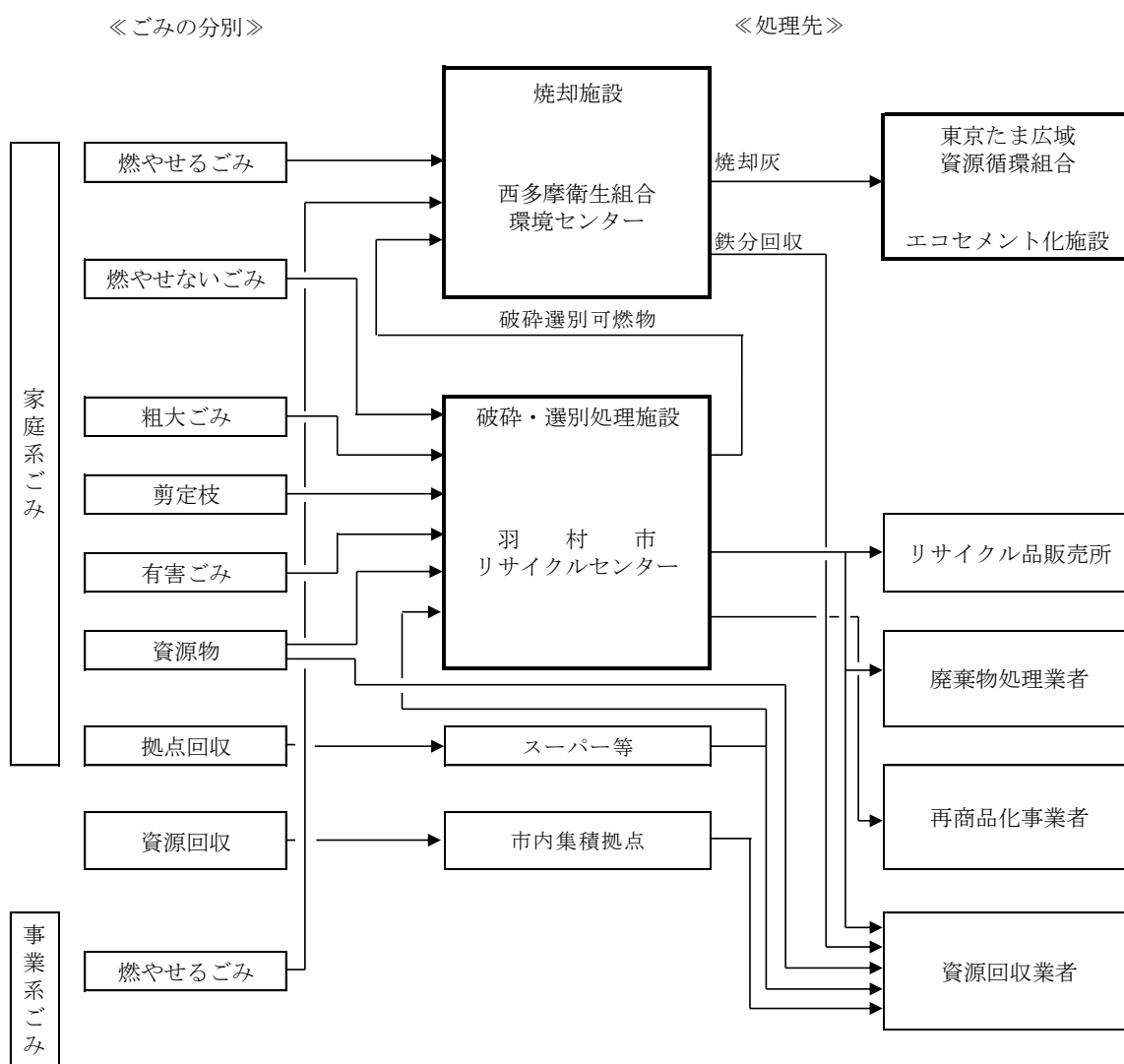


図3-1-1 ごみ処理フロー

2. ごみ量の実績

(1) ごみ収集量の実績

本市のごみ収集量の実績を表3-1-2に示します。

家庭系ごみの燃やせるごみ、剪定枝、資源物及び有害ごみの量は、概ね横ばいで推移しており、燃やせないごみ及び粗大ごみの量については、増加傾向にあります。

事業系ごみの燃やせるごみの量は、概ね横ばいで推移しています。

資源回収量については、減少傾向にあり、特に古紙の回収量が減少しています。

表3-1-2 ごみ収集量の実績

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口		人	56,253	56,083	55,649	55,519	54,783
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t/年	8,513	8,414	8,400	8,365	8,418
	燃やせないごみ		380	370	385	393	453
	一般家庭		358	348	362	371	431
	公園・公共施設等		3	3	4	3	3
	スプレー缶・ライター等		19	19	19	19	19
	粗大ごみ		560	540	574	635	706
	回収		163	158	169	189	211
	持込		393	378	395	441	491
	その他不法投棄等		4	4	10	5	4
	剪定枝		31	28	37	24	28
	回収		3	1	1	1	1
	持込		28	27	36	23	27
	資源物		4,203	4,065	3,991	3,946	4,132
	缶		196	190	187	188	199
	ビン		431	411	401	381	403
	ペットボトル		165	171	186	179	193
	白色トレイ		6	6	6	5	5
	容器包装プラスチック		636	635	645	655	685
	ダンボール		400	389	384	384	411
	新聞紙		617	560	487	437	389
	雑誌・雑紙		1,339	1,299	1,285	1,287	1,374
	古着・古繊維		269	266	264	285	313
	紙パック		25	24	23	23	23
硬質プラスチック（製品プラスチック）	88	85	93	92	104		
金属	30	28	29	29	32		
家電ボックス・インクカートリッジ	1	1	1	1	1		
有害ごみ	23	22	22	22	22		
乾電池	16	16	16	16	16		
蛍光管	7	6	6	6	6		
家庭系ごみ計			13,710	13,439	13,409	13,385	13,759
資源回収	古紙	916	862	819	807	692	
	古繊維	15	25	21	23	24	
	ビン	7	6	5	3	2	
	鉄	2	2	2	2	2	
	アルミ	9	9	10	10	9	
	ペットボトル	0	0	0	0	0	
	合計	949	904	857	845	729	
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0	
	剪定枝	0	0	0	0	0	
	事業系ごみ計	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	
ごみ量合計			17,230	16,826	16,827	17,015	16,904
総原単位		g/人・日	839.16	821.97	828.43	837.35	845.38

(2) ごみ処理量の実績

本市のごみ処理量の実績を表 3-1-3 に示します。

焼却処理量は、概ね横ばいで推移しています。

破碎選別処理量の、燃やせないごみ、粗大ごみ・剪定枝及び資源物の量は、増加傾向にあり、有害ごみの量は、横ばいで推移しています。

直接資源化量については、概ね横ばいで推移しています。

表3-1-3 ごみ処理量の実績

区 分 \ 年 度		実績（家庭系+事業系）（t/年）					
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
焼却	燃やせるごみ	11,084	10,897	10,961	11,150	10,834	
	破碎選別可燃物	860	829	827	868	978	
	計	11,944	11,726	11,788	12,018	11,812	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
		鉄分回収(資源化)	76	81	84	99	112
焼却残渣(資源化)		962	973	961	944	933	
破碎選別	燃やせないごみ	380	370	385	393	453	
	処理内訳	破碎選別可燃物	224	228	237	225	260
		破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	156	142	148	168	193
		その他(処理困難物)	0	0	0	0	0
		粗大ごみ・剪定枝	591	568	611	659	734
	処理内訳	破碎選別可燃物	425	385	373	418	492
		破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
		破碎選別資源物	166	183	238	241	242
		その他(処理困難物)	0	0	0	0	0
		資源物	1,553	1,527	1,548	1,530	1,622
	処理内訳	選別可燃物	211	216	217	225	226
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	1,342	1,311	1,331	1,305	1,396
		その他(処理困難物)	0	0	0	0	0
		有害ごみ	23	22	22	22	22
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0
		選別不燃物	0	0	0	0	0
		選別資源物	23	22	22	22	22
		その他(廃乾電池、廃蛍光管)	0	0	0	0	0
		直接資源化	2,650	2,538	2,443	2,416	2,510
	その他資源化	破碎選別資源物	1,687	1,658	1,739	1,736	1,853
		鉄分回収(資源化)	76	81	84	99	112
焼却残渣(資源化)		962	973	961	944	933	
資源回収		949	904	857	845	729	
資源化計(直接+その他)		6,324	6,154	6,084	6,040	6,137	

※：破碎選別量の内訳は、「多摩地域ごみ実態調査」から引用。

(3) 発生および排出抑制・資源化に関する事業

1) 発生および排出抑制・資源化に関する事業

本市は、以下に示す、排出抑制・資源化に関する事業を積極的に推進しています。

- ① 資源物収集事業
- ② 資源回収事業
- ③ ペットボトル・食品用白色トレイ・紙パック・小型家電・インクカートリッジの拠点回収事業
- ④ 剪定枝回収事業
- ⑤ 西多摩衛生組合による炉床からの鉄分回収、焼却灰のエコセメント化

2) 総資源化率の推移

総資源化量が、平成28年度から令和元年度にかけて減少傾向にありましたが、令和2年度は、増加しています。総資源化率は概ね横ばいで推移しています。

表3-1-4 総資源化率の推移

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
破砕選別資源物	t/年	1,687	1,658	1,739	1,736	1,853
直接資源化量		2,650	2,538	2,443	2,416	2,510
鉄分回収(資源化)		76	81	84	99	112
焼却残渣(資源化)		962	973	961	944	933
資源回収		949	904	857	845	729
総資源化量計(B)		6,324	6,154	6,084	6,040	6,137
ごみ総排出量(A)		17,230	16,826	16,827	17,015	16,904
総資源化率(B)/(A)	%	36.7	36.6	36.2	35.5	36.3

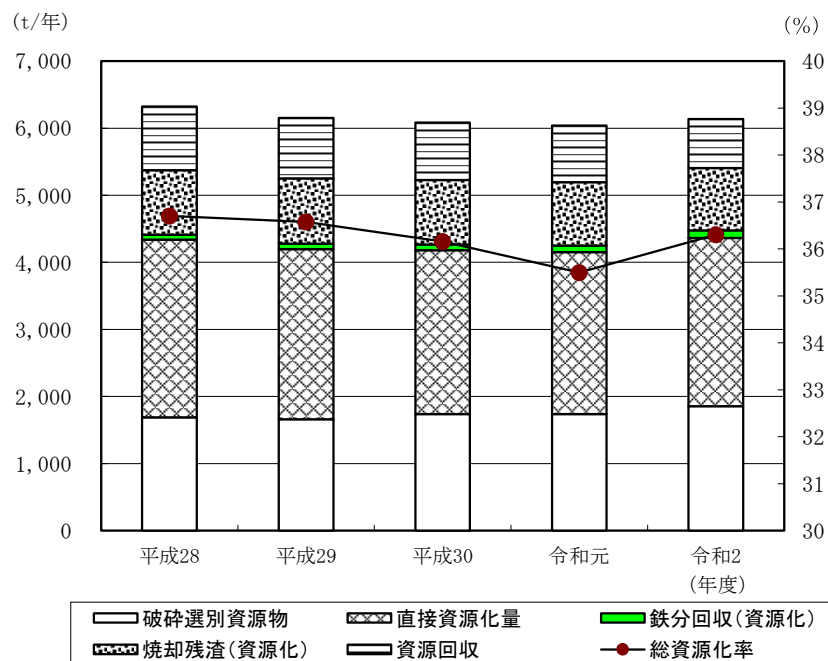


図3-1-2 総資源化率の推移

(4) ごみ質分析結果

本市の燃やせるごみを処理している西多摩衛生組合環境センターに搬入されているごみのごみ質分析結果を表3-1-5に示します。

表3-1-5 ごみ質分析結果

採取月	単位 容積 重量 (kg/m ³)	三成分			ごみ組成割合 (水分含まず)									低位 発熱量 (実測値) (kcal/kg)	低位 発熱量 (実測値) (kJ/kg)
		水分	灰分	可燃分	紙類	布類	プラス チック類	ゴム・皮革 類	木 竹 わら類	厨芥類	不燃物	その他			
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)			
平成 28 年度	4月	122	42.29	4.81	52.90	44.2	3.1	34.6	0.0	8.2	4.3	2.3	3.3	2,540	10,632
	5月	196	44.97	5.21	49.82	34.1	8.2	31.3	0.0	19.7	3.1	1.6	2.0	2,150	9,000
	6月	209	48.67	5.44	45.89	42.5	3.1	29.3	0.0	19.1	4.1	1.1	0.8	1,840	7,702
	7月	139	44.06	8.10	47.84	28.3	12.8	34.7	0.0	18.6	2.3	0.6	2.7	2,020	8,456
	8月	249	56.97	4.39	38.64	25.6	4.6	36.9	0.0	17.5	14.5	0.5	0.4	1,540	6,446
	9月	198	51.91	5.04	43.05	36.4	7.6	28.4	0.0	16.6	8.9	1.4	0.7	2,110	8,832
	10月	195	51.93	4.67	43.40	31.8	7.0	38.1	0.0	16.3	2.7	3.4	0.7	2,350	9,837
	11月	164	42.14	4.54	53.32	33.5	9.5	34.0	0.0	13.8	6.7	0.4	2.1	2,760	11,553
	12月	195	51.55	5.22	43.23	44.7	17.0	16.7	0.0	12.7	4.8	2.1	2.0	1,890	7,912
	1月	219	49.78	5.68	44.54	33.9	6.3	41.6	0.0	3.2	11.3	2.6	1.1	2,330	9,753
	2月	182	47.28	3.95	48.77	38.2	7.5	37.5	0.0	6.7	8.9	0.5	0.7	2,580	10,800
	3月	142	37.57	4.59	57.84	42.9	10.4	40.3	0.0	3.5	2.0	0.0	0.9	3,240	13,563
	平均	184	47.43	5.14	47.43	36.3	8.1	33.6	0.0	13.0	6.1	1.4	1.5	2,279	9,541
平成 29 年度	4月	196	43.01	4.54	52.45	39.4	6.5	43.7	0.0	5.2	1.2	1.9	2.1	2,990	12,516
	5月	161	43.25	3.64	53.11	20.3	15.4	37.6	0.0	19.0	6.4	0.8	0.5	2,850	11,930
	6月	181	45.47	4.94	49.59	28.6	7.4	27.2	0.0	22.1	11.2	2.0	1.5	2,400	10,046
	7月	221	45.12	5.38	49.50	30.3	12.9	36.7	0.0	12.6	4.3	2.7	0.5	2,350	9,837
	8月	266	50.83	5.85	43.32	38.9	1.8	35.3	0.0	16.6	5.0	1.4	1.0	2,160	9,042
	9月	169	43.92	4.70	51.38	50.9	1.6	37.1	0.0	8.0	1.4	0.3	0.7	2,740	11,470
	10月	208	50.79	4.45	44.76	38.0	8.7	29.7	0.0	12.9	8.6	1.4	0.7	2,370	9,921
	11月	246	46.46	3.54	50.00	33.2	2.3	34.3	0.0	24.5	4.5	0.5	0.7	2,600	10,884
	12月	179	39.59	9.61	50.80	37.5	3.4	31.1	0.0	15.8	4.0	7.7	0.5	2,790	11,679
	1月	169	45.52	6.22	48.26	47.8	5.8	12.4	0.0	22.7	9.1	0.4	1.8	1,960	8,205
	2月	201	39.31	5.86	54.83	33.5	13.7	34.4	0.0	12.3	2.3	3.1	0.7	2,910	12,181
	3月	168	40.30	6.52	53.18	43.3	2.4	35.0	0.0	9.7	7.9	0.8	0.9	3,080	12,893
	平均	197	44.46	5.44	50.10	36.8	6.8	32.9	0.0	15.1	5.5	1.9	1.0	2,600	10,884
平成 30 年度	4月	162	44.67	3.87	51.46	30.1	17.4	34.8	0.0	8.2	8.4	0.7	0.4	2,850	11,930
	5月	122	43.90	5.95	50.15	35.1	6.9	34.8	0.0	12.7	8.9	0.4	1.2	2,710	11,344
	6月	153	42.73	4.97	52.30	37.0	4.2	38.4	0.0	10.1	9.6	0.0	0.7	2,790	11,679
	7月	236	48.84	4.09	47.07	41.1	9.5	24.8	0.7	17.4	5.4	0.9	0.2	2,350	9,837
	8月	158	47.44	3.69	48.87	54.1	2.8	26.0	0.0	13.4	2.5	0.8	0.4	2,300	9,628
	9月	207	46.99	3.33	49.68	35.5	3.5	34.9	0.0	19.0	6.9	0.0	0.2	2,770	11,595
	10月	180	48.82	3.67	47.51	39.7	1.3	32.2	0.0	25.3	0.9	0.0	0.6	2,370	9,921
	11月	198	54.15	5.05	40.80	38.9	0.0	30.4	0.0	19.7	8.9	1.9	0.2	2,060	8,623
	12月	152	45.53	5.38	49.09	42.2	4.9	32.7	0.0	10.7	7.9	0.4	1.2	2,690	11,260
	1月	204	41.19	5.53	53.28	36.4	4.7	39.7	0.0	10.7	6.2	1.8	0.5	2,990	12,516
	2月	192	41.90	6.97	51.13	46.3	0.8	33.6	0.0	7.4	6.8	4.7	0.4	2,740	11,470
	3月	155	41.34	4.90	53.76	42.5	6.3	30.2	0.8	11.5	6.1	1.6	1.0	2,640	11,051
	平均	177	45.63	4.78	49.59	39.9	5.2	32.7	0.1	13.8	6.6	1.1	0.6	2,605	10,905
令和 元 年度	4月	223	47.10	6.08	46.82	35.0	6.6	27.7	0.0	20.8	6.3	2.3	1.3	2,440	10,214
	5月	136	42.58	5.47	51.95	33.5	1.9	35.2	0.0	13.8	11.5	0.5	3.6	2,740	11,470
	6月	159	51.83	3.86	44.31	28.8	2.3	42.1	2.0	15.0	9.1	0.0	0.7	2,380	9,963
	7月	150	47.96	5.53	46.51	37.0	6.0	31.2	1.0	7.5	16.1	0.2	1.0	2,370	9,921
	8月	172	53.66	3.27	43.07	43.0	5.2	31.6	0.0	15.6	4.2	0.1	0.3	2,220	9,293
	9月	165	47.31	5.45	47.24	30.2	3.9	49.8	0.0	8.6	5.0	2.1	0.4	2,520	10,549
	10月	126	41.62	4.84	53.54	31.2	11.1	36.9	0.0	19.0	0.9	0.0	0.9	2,630	11,009
	11月	155	36.36	5.65	57.99	21.3	6.9	42.9	0.0	20.4	6.9	1.1	0.5	2,870	12,014
	12月	131	45.64	5.42	48.94	28.7	17.3	29.9	0.5	18.3	2.5	2.0	0.8	2,620	10,967
	1月	132	43.10	7.80	49.10	33.3	1.3	47.9	0.0	9.4	5.8	1.6	0.7	2,880	12,056
	2月	139	36.87	5.55	57.58	34.4	9.6	39.3	0.0	7.7	8.4	0.3	0.3	3,170	13,270
	3月	131	51.13	3.84	45.03	31.5	5.8	34.1	0.0	12.5	14.1	1.3	0.7	2,360	9,879
	平均	152	45.43	5.23	49.34	32.3	6.5	37.4	0.3	14.0	7.6	1.0	0.9	2,600	10,884
令和 2 年度	4月	172	49.82	9.45	40.73	43.5	5.1	20.8	1.0	7.3	15.2	1.0	6.1	1,970	8,246
	5月	159	41.34	8.48	50.18	41.1	5.0	22.7	0.8	13.1	7.0	4.9	5.4	2,320	9,712
	6月	216	44.05	7.32	48.63	22.9	7.4	18.7	1.5	27.7	7.5	1.9	12.4	2,280	9,544
	7月	203	53.23	5.67	41.10	39.3	3.0	25.7	0.4	12.2	12.4	4.4	2.6	1,810	7,577
	8月	213	52.10	4.91	42.99	30.9	8.0	25.7	0.0	16.6	10.9	1.5	6.4	1,900	7,953
	9月	203	45.10	6.02	48.88	37.3	6.2	25.5	0.5	9.4	15.2	0.9	5.0	2,180	9,125
	10月	165	45.02	6.17	48.81	22.5	8.3	27.8	0.0	17.3	11.0	1.8	11.3	2,330	9,753
	11月	195	44.60	4.96	50.44	36.1	5.3	25.1	0.7	12.7	10.3	0.7	9.1	2,260	9,460
	12月	245	45.00	9.06	45.94	38.7	4.7	25.0	1.0	12.0	5.7	4.4	8.5	2,050	8,581
	1月	162	34.13	12.19	53.68	34.4	8.0	30.0	3.7	7.8	4.0	7.1	5.0	2,760	11,553
	2月	236	48.25	6.48	45.27	27.4	9.2	25.6	0.8	8.6	20.9	3.8	3.7	2,120	8,874
	3月	132	41.43	7.20	51.37	44.7	5.1	27.9	0.2	6.0	9.1	3.8	3.2	2,490	10,423
	平均	192	45.34	7.33	47.33	34.9	6.3	25.0	0.9	12.6	10.8	3.0	6.5	2,206	9,234

※ 1kcal=4.186kJ

資料：組合受領資料「ごみ質分析結果」より引用。

第2節 収集運搬の現状

1. 計画収集区域

計画収集区域は、本市全域です。

2. 収集運搬体制

本市の収集運搬体制（ごみの種別の収集頻度や収集方法等）を表 3-2-1 に示します。

表3-2-1 収集・運搬体制

区分		収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器	手数料
燃やせるごみ		2回/週	委託	戸別	市指定収集袋（青色）	有料
燃やせないごみ		1回/月	委託	戸別	市指定収集袋（黄色）	有料
粗大ごみ		随時	委託	戸別	なし	有料
剪定枝		2回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
有害ごみ		1回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
資源物	缶	1回/週	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	ビン	1回/週	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	ペットボトル	2回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
		随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	白色トレイ	随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	容器包装プラスチック	1回/週	委託	戸別	透明または半透明の袋	無料
	ダンボール	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	新聞紙	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	雑誌・雑紙	1回/週	委託	戸別	紙袋またはひもで束ねる	無料
	古着・古繊維	1回/週	委託	戸別	ひもで束ねる	無料
	紙バック	随時	委託	拠点回収	拠点回収ボックス	無料
	硬質プラスチック （製品プラスチック）	2回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料
	金属	1回/月	委託	戸別	任意の容器か透明または半透明の袋	無料

3. 収集・運搬量の推移

本市の収集・運搬量の推移を表3-2-2に示します。

令和元年度までは、家庭系ごみは減少、事業系ごみは増加傾向でした。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛などの影響により、家庭系ごみは増加し、事業系ごみは減少したことが予想されます。

表3-2-2 収集・運搬量の推移

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭系ごみ	燃やせるごみ	t/年	8,513	8,414	8,400	8,365	8,418
	燃やせないごみ		380	370	385	393	453
	粗大ごみ		560	540	574	635	706
	剪定枝		31	28	37	24	28
	資源物		4,203	4,065	3,991	3,946	4,132
	有害ごみ		23	22	22	22	22
	家庭系ごみ計		13,710	13,439	13,409	13,385	13,759
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0	
	剪定枝	0	0	0	0	0	
	事業系ごみ計	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	
ごみ量合計			16,281	15,922	15,970	16,170	16,175

第3節 中間処理の現状

1. 中間処理施設の概要

本市の燃やせるごみは、青梅市、福生市、瑞穂町に本市を含めた3市1町で構成する西多摩衛生組合において所有の、西多摩衛生組合環境センターで共同処理をしています。

西多摩衛生組合環境センターでは、平成25年度から令和元年度までの7か年をかけて第1期基幹的設備改良工事を実施しました。

西多摩衛生組合環境センターで焼却処理後の焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として資源化しています。

また、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物等は、羽村市リサイクルセンターで処理しています。

表3-3-1 西多摩衛生組合環境センターの概要

区 分	内 容
施設名称	西多摩衛生組合環境センター
所在地	羽村市羽4235番地
竣工年月	平成10年3月
炉型式	全連続燃焼式
焼却方式	流動床炉
処理能力(炉数)	480t/日(160t/日×3炉)
総事業費	29,767,000千円
余熱利用施設	場内給湯、浴場施設
建築面積	7,074㎡(工場棟:6,408㎡、管理棟:666㎡)
延床面積	15,536㎡(工場棟:14,226㎡、管理棟:1,310㎡)
煙突高さ	44.5m
発電設備	背圧式蒸気タービン方式(最大2,370kW)
公害防止対策設備	乾式消石灰、活性炭噴霧+触媒入りバグフィルター+脱硝反応棟

表3-3-2 羽村市リサイクルセンターの概要

区 分	内 容
施設名称	羽村市リサイクルセンター
所在地	羽村市羽4221番地1
竣工年月	平成8年3月
処理方式	破碎・圧縮
処理対象	粗大ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ、その他
処理能力	30t/5h 粗大・不燃ごみ(20.79t/5h) 缶類(1.26t/5h) ビン類(2.95t/5h) 容器包装プラスチック(5.0t/5h)
総事業費	2,079,570千円

2. 中間処理量の推移

西多摩衛生組合環境センターに搬入した燃やせるごみ及びリサイクルセンターからの中間処理量の推移を表 3-3-3 に示します。

焼却量は、概ね横ばいで推移しており、リサイクルセンター搬入物処理量は、平成 28 年度から令和元年度までは、概ね横ばいで推移していましたが、令和 2 年度は増加しています。

表3-3-3 中間処理量の推移

(t/年)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却量内訳	燃やせるごみ	11,084	10,897	10,961	11,150	10,834
	破碎選別可燃物	860	829	827	868	978
	計	11,944	11,726	11,788	12,018	11,812
リサイクルセンター 搬入物処理内訳	破碎選別可燃物	860	829	827	868	978
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	1,687	1,658	1,739	1,736	1,853
	その他	0	0	0	0	0
	計	2,547	2,487	2,566	2,604	2,831

第4節 最終処分場の現状

1. 最終処分場の概要

焼却残渣は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料として資源化を実施しています。

また、破碎選別不燃物については、平成25年度までは二ツ塚廃棄物広域処分場にて埋立処分を行っていましたが、平成26年度から資源化を開始し、最終処分場への搬入がゼロとなりました。

表3-4-1に東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、表3-4-2に二ツ塚廃棄物広域処分場の概要を示します。

表3-4-1 エコセメント化施設の概要

区 分	内 容
施設名称	エコセメント化施設
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
建設年月	造成工事：平成15年2月 建設工事：平成16年1月 本格稼働：平成18年7月
処理能力	焼却残渣等 ^(注1) の処理能力 約300t(日平均)
生産能力	エコセメント生産能力 約430t(日平均)
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰 ^(注2) 及び二ツ塚処分場に分割埋立 ^(注3) された焼却残渣他
総事業費	約27,200,000千円

(注1) 焼却残渣：焼却灰(焼却後の残渣物)及び飛灰(集じん機により補修された排ガス中のばいじん)

(注2) 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で補修されたばいじん

(注3) 分割埋立：埋め立てられた焼却残渣の再処理(エコセメント化)を行うため平成12年9月より、焼却残渣と不燃ごみをそれぞれエリア分けして埋め立てを開始

表3-4-2 二ツ塚廃棄物広域処分場の概要

区 分	内 容
施設名称	二ツ塚廃棄物広域処分場
所在地	西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地
埋立面積	184,000㎡
埋立容量	全体埋立容量 : 3,700,000m ³
	廃棄物埋立容量 : 2,500,000m ³
	覆土容量 : 1,200,000m ³
建設年月	第1期工事：平成7年度～平成10年度
	第2期工事：平成12年度～平成14年度
埋立期間	平成10年1月～令和10年3月(予定)※
埋立物	焼却残渣、不燃残渣及び焼却不適ごみ
埋立方式・種類	セル方式、管理型

※：この期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

2. 最終処分量の推移

焼却残渣は、平成 18 年度まで埋立処分を行っていましたが、平成 19 年度以降は、全量をエコセメントの原料として再生利用しています。

また、破碎選別不燃物については、平成 25 年度までは埋立処分を行っていましたが、平成 26 年度以降は、全量を資源化しています。そのため、現在は、最終処分場での埋立処分は行っていません。

表3-4-3 最終処分量の推移

(t/年)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0
破碎選別不燃物	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

第5節 ごみ処理の課題

1. 発生及び排出抑制・資源化に関する課題

発生及び排出抑制・資源化に関する課題については、以下のとおりとします。

1. 発生及び排出抑制に関する課題

- 燃やせるごみの中には、紙類が多く含まれているため、今後も継続して、分別の徹底を図る必要があります。
- 生ごみについては、水切りを励行することや食品ロス削減に向けた取組みの普及など、引き続き啓発活動を行うとともに、減量化を推進する必要があります。
- 事業系の燃やせるごみの量は、概ね横ばいで推移しており、更なるごみの減量のために、事業者（多量排出事業者）に対する減量化計画の作成の義務化を図り、立入調査等を行うなど、指導を強化して、事業系の燃やせるごみの減量化を推進する必要があります。
- 事業系の燃やせるごみの多くが紙類や食品廃棄物であると考えられることから、紙類及び食品廃棄物の資源化・減量化の促進を図る必要があります。
- 事業系の燃やせるごみの廃棄物処理手数料については、平成16年に1kg当たり20円から30円へと料金が改定されましたが、改定後、長期間経過しており、更なるごみの減量やリサイクルの推進を図るため、適正な廃棄物処理手数料のあり方について検討する必要があります。

2. 資源化に関する課題

- ごみの収集及び処理費用の公表を行っていますが、更に多様な情報媒体を活用して市民にコスト意識を促す必要があります。
- ごみ減量化及びごみに対する市民の意識の向上を目的として実施している資源回収については、近年資源回収量が減少傾向にあります。これは、電子媒体への移行が進み、新聞紙等の紙媒体の利用が少なくなっていることなどが一因とも考えられますが、こうした状況を十分に踏まえながら、引き続き市民の啓発に努め資源回収量の拡大を目指します。
- 剪定枝については、西多摩衛生組合環境センターにおける排ガス対策用に活性炭として利用されます。家庭系剪定枝の回収量は、概ね横ばいで推移していることから、剪定枝資源化の取組みの一層の推進が望まれます。

2. 収集・運搬に関する課題

収集・運搬に関する課題については、以下のとおりとします。

- 脱炭素社会に対応するため、環境に配慮した、低公害車の収集・運搬車両の導入を順次図っていく必要があります。
- 小規模事業所等のごみが家庭系収集ごみへ混入することを防ぐ必要があります。
- 戸別収集を基本としたごみの収集を行っていますが、集合住宅ではごみ集積所にて回収を行っていることから、分別のマナーが守られていない場合もあり、広報紙等により継続的に協力を呼び掛けていく必要があります。
- 今後の社会情勢に応じて、収集・運搬体制を検討していく必要があります。

3. 中間処理に関する課題

中間処理に関する課題については、以下のとおりとします。

1. 資源化施設の統合について

- 羽村市リサイクルセンターについては、稼働後 25 年が経過していることから、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加えて、一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要があります。更に、資源化処理施設の効率的な運営を目的として、西多摩衛生組合と組合構成市町が協議しながら、施設の統合を含めた各施設の有効活用の検討を行う必要があります。

2. 共同処理している焼却施設に関する課題

- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、今後も適切な維持管理を行って、安定的な処理を継続して行っていく必要があります。
- 西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）は、第 1 期基幹的設備改良工事実施後、新設の焼却施設と同様に 15 年以上の稼働を予定しています。そのため、今後の組合運営について、社会情勢の変化に合わせた運営方針を適切な時期に検討していく必要があります。
- 令和元年度に、西多摩衛生組合環境センター（焼却施設）の第 1 期基幹改良工事が完了しました。今後も安定的な処理を継続するために、第 2 期基幹改良工事を検討していく必要があります。
- 本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町（青梅市、福生市、瑞穂町）が連携して、焼却施設の延命や新設等について検討をしていく必要があります。
- 今後、西多摩衛生組合敷地内の一部を災害廃棄物の二次仮置き場として活用できるよう本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町で、確保していく必要があります。
- 施設能力に余剰が発生する場合には、地域全体で広域的な視野に立った効率的な廃棄物処理を考えていく必要があります。

4. 最終処分に関する課題

最終処分に関する課題は以下のとおりとします。

- 平成 18 年度以降、焼却残渣をエコセメントの原料として利用することにより劇的に最終処分量は減少し、平成 26 年度からは従来埋立処分していた破碎不燃物の全量資源化により埋立処分量はゼロとなっており、今後も取組みを継続する必要があります。

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

平成19年6月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表されましたが、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

市町村一般廃棄物処理システム比較分析表とは、表3-6-1および図3-6-1に示すように、標準的な指標値によるものであり、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度版）」を使用することによって算出します。

算出された標準的な指標値は当該市町村が類似自治体と比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されています。

今回、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」において採用した類似自治体は、人口5万人～10万人未満の95市です。この95市の平均値等が表3-6-1に示されており、平均値が比較のベースとなっています。

類似自治体95市の平均値からみると、本市の人口一人一日当たりごみ総排出量は、やや低く比較的良好であり、資源回収率も比較的高い水準にあります。人口一人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、平均値を超えています。

表3-6-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.882	0.181	0.087	12,705	40,739
最大	1.367	0.475	0.732	25,665	82,796
最小	0.674	0.045	0	6,937	19,389
標準偏差	0.125	0.071	0.094	3,042	11,266
本市実績	0.837	0.292	0	17,556	49,717
指数値	105.100	161.300	200.0	61.8	78.0

※：指数値とは、平均値を100とした場合の対比値のこと。

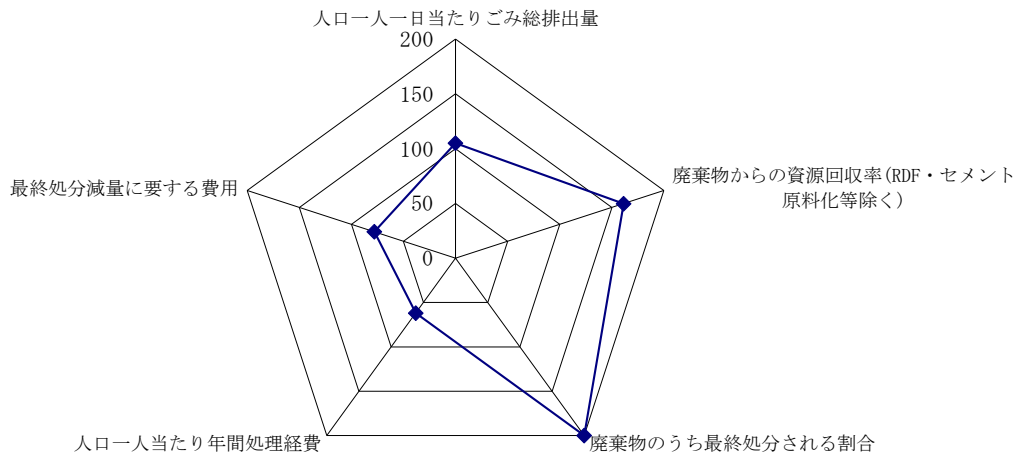


図3-6-1 標準的な指数値によるレーダーチャート

表3-6-2 標準的な算出方法

標準的な指標	算出式及び指数化の方法	指数の見方
人口1人1日当たり ごみ総排出量	算出式: $\text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、ごみ総排出量が少なくなる
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	算出式: $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	算出式: $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる
人口1人当たり 年間処理経費	算出式: $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費は少なくなる
最終処分減量に 要する費用	算出式: $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は大きくなる

第4章 ごみ排出量の予測

第1節 将来人口

本市の令和18年度までの計画収集人口については、第六次羽村市長期総合計画に掲載されている将来人口の推計を基に見込んだ数値とします。

本市の計画収集将来人口を表4-1-1に示します。

表4-1-1 計画収集将来人口の見込み

年 度	人口 (人)
令和3年度	54,387
令和4年度	53,991
令和5年度	53,595
令和6年度	53,199
令和7年度	52,805
令和8年度	52,369
令和9年度	51,933
令和10年度	51,497
令和11年度	51,061
令和12年度	50,623
令和13年度	50,127
令和14年度	49,631
令和15年度	49,135
令和16年度	48,639
令和17年度	48,144
令和18年度	47,616

※：外国人人口を含む（各年10月1日現在）

第2節 ごみ排出量の推計

1. 計画手法とその手順

各ごみ排出量は、過去5年間のごみ排出量原単位実績（g/人・日）又はごみ排出量実績（t/年）を基に、下記の回帰式による予測を行います。

① 直線式	【 $y=ax+b$ 】
② 分数式	【 $y=a/x+b$ 】
③ ルート式	【 $y=ax^{1/2}+b$ 】
④ 対数式	【 $y=a\log x+b$ 】
⑤ べき乗式	【 $y=ax^b$ 】
⑥ 指数式	【 $y=ab^x$ 】

回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数を用いて予測するための予測式です。
y：目的変数
x：説明変数
a、b：係数または定数

採用する回帰式は西多摩衛生組合構成市町のごみの排出量の状況などを考慮し、実情に即している回帰式を採用します。

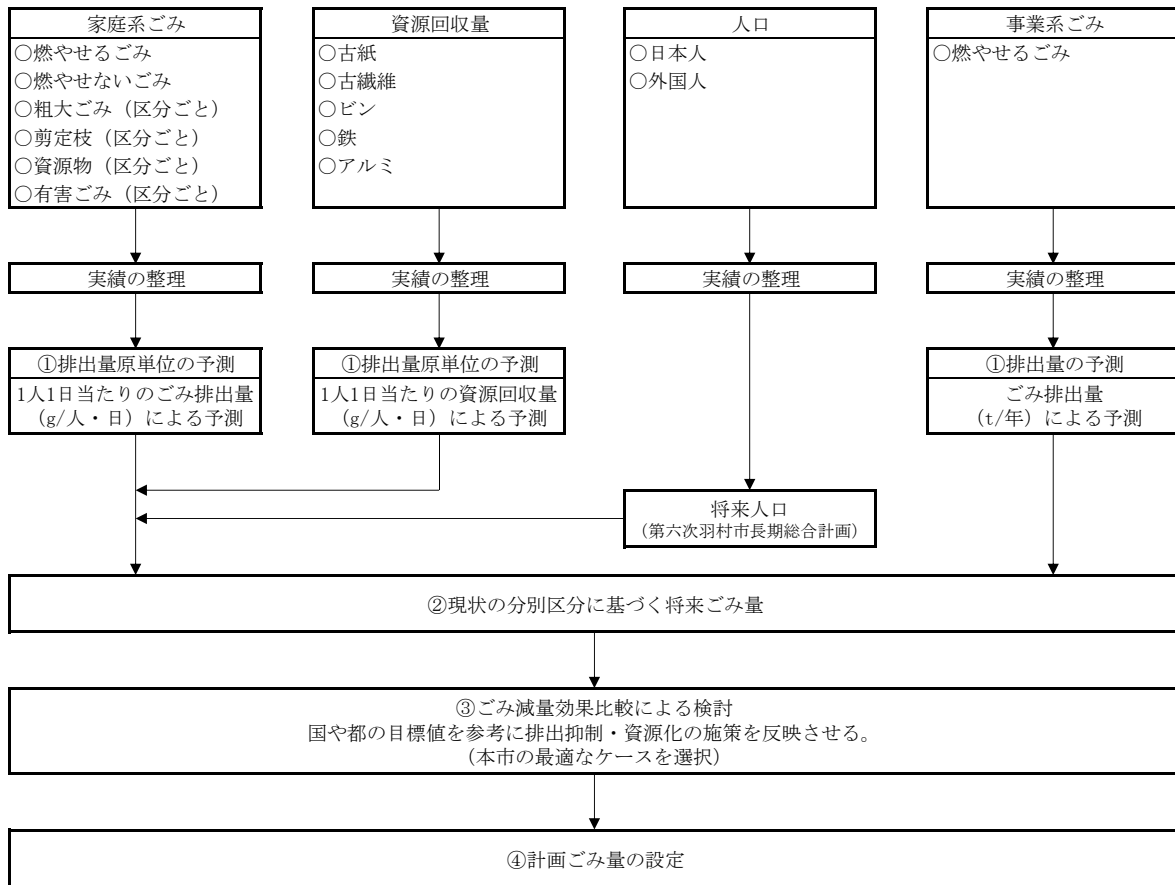


図4-2-1 将来人口及びごみ量推定フロー

2. ごみ排出量原単位実績

ごみ発生量に用いる各ごみのごみ排出量原単位を表 4-2-1 に示します。

表4-2-1 ごみ排出量原単位

項目		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口		人	56,253	56,083	55,649	55,519	54,783
家庭系ごみ	燃やせるごみ	g/人・日	414.61	411.03	413.55	411.66	420.99
	燃やせないごみ		18.52	18.08	18.96	19.35	22.65
	一般家庭		17.44	17.00	17.82	18.26	21.55
	公園・公共施設等		0.15	0.15	0.20	0.15	0.15
	スプレー缶・ライター等		0.93	0.93	0.94	0.94	0.95
	粗大ごみ		27.27	26.39	28.26	31.25	35.31
	回収		7.94	7.72	8.32	9.30	10.55
	持込		19.14	18.47	19.45	21.70	24.56
	その他不法投棄等		0.19	0.20	0.49	0.25	0.20
	剪定枝		1.36	1.32	1.77	1.13	1.35
	回収		0.15	0.05	0.05	0.05	0.05
	持込		1.36	1.32	1.77	1.13	1.35
	資源物		204.71	198.57	196.50	194.21	206.62
	缶		9.55	9.28	9.21	9.25	9.95
	ビン		20.99	20.08	19.74	18.75	20.15
	ペットボトル		8.04	8.35	9.16	8.81	9.65
	白色トレイ		0.29	0.29	0.30	0.25	0.25
	容器包装プラスチック		30.98	31.02	31.75	32.23	34.26
	ダンボール		19.48	19.00	18.91	18.90	20.55
	新聞紙		30.05	27.36	23.98	21.51	19.45
	雑誌・雑紙		65.21	63.46	63.26	63.34	68.71
	古着・古繊維		13.10	12.99	13.00	14.03	15.65
	紙パック		1.22	1.17	1.13	1.13	1.15
	硬質プラスチック(製品プラスチック)		4.29	4.15	4.58	4.53	5.20
	金属		1.46	1.37	1.43	1.43	1.60
	家電ボックス・インクカートリッジ		0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	有害ごみ		1.12	1.07	1.08	1.09	1.10
	乾電池		0.78	0.78	0.79	0.79	0.80
	蛍光管		0.34	0.29	0.30	0.30	0.30
	家庭系ごみ計			667.59	656.46	660.12	658.69
資源回収	古紙		44.61	42.11	40.32	39.71	34.61
	古繊維		0.73	1.22	1.03	1.13	1.20
	ビン		0.34	0.29	0.25	0.15	0.10
	鉄		0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	アルミ		0.44	0.44	0.49	0.49	0.45
	ペットボトル		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計			46.22	44.16	42.19	41.58	36.46

3. 現況推移の推計結果

現況推移の推計結果を表 4-2-2、ごみ処理量の推計結果を表 4-2-3 に示します。

表4-2-2 現況推移の推計結果

項目	単位	実績値					推計値															
		年度					年度															
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
行政区域内人口	人	56,253	56,083	55,649	55,519	54,783	54,387	53,991	53,595	53,199	52,805	52,369	51,933	51,497	51,061	50,623	50,127	49,631	49,135	48,639	48,144	47,616
家庭系ごみ	燃やせるごみ	8,513	8,414	8,400	8,365	8,418	8,240	8,181	8,144	8,063	8,004	7,938	7,894	7,807	7,741	7,674	7,620	7,524	7,449	7,374	7,319	7,219
	燃やせないごみ	380	370	385	393	453	405	404	403	400	397	395	393	389	386	383	380	376	372	369	366	361
	一般家庭	358	348	362	371	431	382	381	380	377	375	373	371	367	364	361	359	355	351	348	345	341
	公園・公共施設等	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他	19	19	19	19	19	20	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17
	粗大ごみ	560	540	574	635	706	663	674	684	689	695	698	704	705	706	707	709	706	705	704	704	700
	回収	163	158	169	189	211	198	202	206	208	210	211	213	214	214	215	216	215	215	215	215	214
	持込	393	378	395	441	491	459	466	472	475	479	481	485	485	486	486	487	485	484	483	483	480
	その他不法投棄等	4	4	10	5	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	家庭系ごみ排出量※	9,453	9,324	9,359	9,393	9,577	9,308	9,259	9,231	9,152	9,096	9,031	8,991	8,901	8,833	8,764	8,709	8,606	8,526	8,447	8,389	8,280
	剪定枝	31	28	37	24	28	29	28	28	28	28	28	27	27	27	27	26	26	26	26	25	25
	回収	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	持込	28	27	36	23	27	28	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	25	25	25	24	24
	資源物	4,203	4,065	3,991	3,946	4,132	3,939	3,906	3,888	3,848	3,817	3,784	3,762	3,720	3,688	3,658	3,629	3,583	3,546	3,509	3,485	3,435
	缶	196	190	187	188	199	188	186	186	184	182	181	180	178	176	175	174	171	170	168	167	164
	ビン	431	411	401	381	403	385	381	379	375	371	368	366	361	358	355	352	348	344	341	338	333
	ペットボトル	165	171	186	179	193	184	184	183	182	181	180	179	177	176	175	173	171	170	168	167	165
	白色トレイ	6	6	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
	容器包装プラスチック	636	635	645	655	685	653	649	647	641	637	633	629	623	618	613	609	601	595	589	585	577
	ダンボール	400	389	384	384	411	386	383	382	378	375	372	370	366	363	360	357	353	349	346	343	338
	新聞紙	617	560	487	437	389	416	407	401	394	388	383	379	373	369	365	361	356	351	347	344	339
	雑誌・雑紙	1,339	1,299	1,285	1,287	1,374	1,291	1,282	1,276	1,264	1,255	1,244	1,237	1,224	1,213	1,203	1,195	1,180	1,168	1,156	1,148	1,132
	古着・古繊維	269	266	264	285	313	284	283	283	280	279	277	276	273	271	268	267	264	261	258	257	253
	紙バック	25	24	23	23	23	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20	19
	硬質プラスチック（製品プラスチック）	88	85	93	92	104	95	94	94	94	93	92	92	91	90	90	89	88	87	86	86	85
	金属	30	28	29	29	32	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	27	27	27	26	26	26
	家電ボックス・インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有害ごみ	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	20	20	
乾電池	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	16	15	
蛍光管	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
家庭系ごみ計	13,710	13,439	13,409	13,385	13,759	13,298	13,215	13,169	13,050	12,963	12,865	12,802	12,669	12,569	12,470	12,386	12,236	12,119	12,002	11,920	11,760	
資源回収	古紙	916	862	819	807	692	712	690	673	654	639	624	611	597	584	573	562	549	538	528	519	508
	古繊維	15	25	21	23	24	24	24	24	24	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	22	22
	ビン	7	6	5	3	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	鉄（スチール缶）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	アルミ（アルミ缶）	9	9	10	10	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	949	904	857	845	729	751	728	711	692	677	661	648	634	620	609	598	585	574	564	553	542
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	2,568	2,568	2,569	2,569	2,569	2,569	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業系ごみ計	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	2,568	2,568	2,569	2,569	2,569	2,569	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570
ごみ量合計	17,230	16,826	16,827	17,015	16,904	16,617	16,511	16,449	16,311	16,209	16,095	16,019	15,873	15,759	15,649	15,554	15,391	15,263	15,136	15,043	14,872	
総原単位	g/人・日	839.16	821.97	828.43	837.35	845.38	837.08	837.84	838.56	840.01	840.99	842.02	842.77	844.47	845.56	846.93	847.79	849.61	851.05	852.58	853.71	855.70
家庭系ごみ排出量原単位※	g/人・日	460.40	455.49	460.76	462.25	478.95	468.89	469.84	470.59	471.32	471.94	472.46	473.02	473.55	473.94	474.31	474.70	475.07	475.40	475.80	476.09	476.41

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、資源回収を除く

表4-2-3 ごみ処理量の推移結果

区分 \ 年度		実績値 (家庭系+事業系) (t/年)					推計値 (家庭系+事業系) (t/年)																
		年度					年度																
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却	燃やせるごみ	11,084	10,897	10,961	11,150	10,834	10,808	10,749	10,713	10,632	10,573	10,507	10,463	10,377	10,311	10,244	10,190	10,094	10,019	9,944	9,889	9,789	
	破碎選別可燃物	860	829	827	868	978	915	920	926	925	926	924	925	922	919	916	915	906	902	898	893	885	
	計	11,944	11,726	11,788	12,018	11,812	11,723	11,669	11,639	11,557	11,499	11,431	11,388	11,299	11,230	11,160	11,105	11,000	10,921	10,842	10,782	10,674	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理内訳	鉄分回収(資源化)	76	81	84	99	112	89	89	89	88	88	87	87	86	86	85	85	84	83	83	82	81
	焼却残渣(資源化)	962	973	961	944	933	944	940	937	931	926	920	917	910	904	899	894	886	879	873	868	859	
破碎選別	燃やせないごみ	380	370	385	393	453	405	404	403	400	397	395	393	389	386	383	380	376	372	369	366	361	
	処理内訳	破碎選別可燃物	224	228	237	225	260	240	240	239	237	236	234	233	231	229	227	226	223	221	219	217	214
	処理内訳	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理内訳	破碎選別資源物	156	142	148	168	193	165	164	164	163	161	161	160	158	157	156	154	153	151	150	149	147
	処理内訳	その他(処理困難物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	591	568	611	659	734	692	702	712	717	723	726	731	732	733	734	736	732	731	730	729	725	
	処理内訳	破碎選別可燃物	425	385	373	418	492	458	465	472	475	479	481	484	485	486	486	488	485	484	484	483	480
	処理内訳	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理内訳	破碎選別資源物	166	183	238	241	242	234	237	240	242	244	245	247	247	247	248	248	247	247	246	246	245
	処理内訳	その他(処理困難物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	1,553	1,527	1,548	1,530	1,622	1,540	1,529	1,524	1,510	1,498	1,487	1,479	1,463	1,451	1,441	1,428	1,410	1,397	1,382	1,373	1,354	
	処理内訳	選別可燃物	211	216	217	225	226	217	215	215	213	211	209	208	206	204	203	201	198	197	195	193	191
	処理内訳	選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処理内訳	選別資源物	1,342	1,311	1,331	1,305	1,396	1,323	1,314	1,309	1,297	1,287	1,278	1,271	1,257	1,247	1,238	1,227	1,212	1,200	1,187	1,180	1,163
	処理内訳	その他(処理困難物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	20	21	20	
	処理内訳	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理内訳	選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処理内訳	選別資源物	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	20	21	20	
処理内訳	その他(廃乾電池、廃蛍光灯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
直接資源化		2,650	2,538	2,443	2,416	2,510	2,399	2,377	2,364	2,338	2,319	2,297	2,283	2,257	2,237	2,217	2,201	2,173	2,149	2,127	2,112	2,081	
その他資源化	破碎選別資源物	1,687	1,658	1,739	1,736	1,853	1,744	1,737	1,735	1,724	1,714	1,706	1,700	1,683	1,672	1,663	1,650	1,633	1,619	1,603	1,596	1,575	
	鉄分回収(資源化)	76	81	84	99	112	89	89	89	88	88	87	87	86	86	85	85	84	83	83	82	81	
	焼却残渣(資源化)	962	973	961	944	933	944	940	937	931	926	920	917	910	904	899	894	886	879	873	868	859	
	資源回収	949	904	857	845	729	751	728	711	692	677	661	648	634	620	609	598	585	574	564	553	542	
資源化計(直接+その他)		6,324	6,154	6,084	6,040	6,137	5,927	5,871	5,836	5,773	5,724	5,671	5,635	5,570	5,519	5,473	5,428	5,361	5,304	5,250	5,211	5,138	
ごみ総排出量		17,230	16,826	16,827	17,015	16,904	16,617	16,511	16,449	16,311	16,209	16,095	16,019	15,873	15,759	15,649	15,554	15,391	15,263	15,136	15,043	14,872	
総資源化率(%)		36.7	36.6	36.2	35.5	36.3	35.7	35.6	35.5	35.4	35.3	35.2	35.2	35.1	35.0	35.0	34.9	34.8	34.8	34.7	34.6	34.5	

第3節 減量化・資源化目標

国及び東京都における減量化・資源化に係る目標や平成29年3月に改定した羽村市一般廃棄物処理基本計画に掲げる目標を検証し、その上で目標を定めるものとします。

1. 国、東京都の目標とその検証

国における資源化・減量化目標は、「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）に示されており、これらの目標を以下に検証します。

廃棄物処理基本方針とは、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めたものであり、平成13年5月に策定されました。その後平成22年12月に改正され、平成28年1月にも、平成28年度以降の廃棄物の減量化の目標量や非常災害時に関する事項を追加すること等を踏まえた改正がされました。

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成15年3月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成30年3月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

また、東京都資源循環・廃棄物処理計画は、平成28年3月に主要な施策を示す計画として策定されました。その後、令和3年9月に改定され、「2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿」として、三本の柱「持続可能な資源利用の実現」、「廃棄物処理システムのレベルアップ」、「社会的課題への果敢なチャレンジ」が示され、その実現に向けて、新たな指標及び計画目標が掲げられています。

国及び東京都における減量化・資源化目標を整理したものを表4-3-1に示します。

表4-3-1 国、東京都の減量化・資源化目標等

項目		廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	東京都資源循環・廃棄物処理計画			
策定年月		平成28年1月（改定）	平成30年6月	平成28年3月		令和3年9月	
基準年度		平成24年度	-	平成24年度		-	
目標年度		令和2年度	令和7年度	令和2年度 (2020年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)	令和7年度 (2025年度目標)	令和12年度 (2030年度目標)
排出削減	排出量 (t/年)	約12%削減	-	5%削減 (435万トン)	10%削減 (413万トン)	440万トン	410万トン
	プラスチック 焼却削減量 (平成29年度比)	-	-	-	-	-	40%
	食品ロス削減量	-	-	-	-	-	38万トン
	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	-	約850	-	-	-	-
	1人1日当たり の家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	500	約440	-	-	-	-
再生利用率*		約27%	-	27% (117万トン)	37% (153万トン)	31%	37%
最終処分量		約14%削減	-	32万トン	21万トン	82万トン	77万トン

※：総資源化率と同義

(2) 廃棄物処理基本方針との比較

廃棄物処理基本方針では、ごみ総排出量の削減目標として、平成24年度実績に対して、令和2年度約12%削減することを目標としています。本市では、令和2年度に6.6%削減していますが、排出量削減目標には達していません。

また、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標としては、廃棄物処理基本方針の令和2年度500g/人・日に対して、本市では、478.95g/人・日となっています。再生利用率の目標としては、令和2年度27%に対して、36.3%となっており、いずれも目標値を達成しています。

表4-3-2 目標の達成状況（廃棄物処理基本方針）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		
	(実績値)	(実績値)	平成24年度比	(目標値)
排出量 (t/年)	18,094	16,904	-6.6%	平成24年度比 12%削減
家庭系ごみ排出量* (g/人・日)	477.23	478.95	0.4%	500
再生利用率 (%)	38.2	36.3		27%
最終処分量 (t/年)	69	0	-100.0%	平成24年度比 14%削減

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、資源回収を除く

(3) 第四次循環型社会形成推進基本計画との比較

第四次循環型社会基本計画では、1人1日当たりのごみ排出量目標として、令和7年度に850g/人・日为目标としています。本市では、令和2年度までの実績から推計を行った令和7年度の現況推移で、840.99g/人・日となっており、目標を達成できる見込みです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標としては、令和7年度440g/人・日に対して471.94g/人・日となっており、目標の達成にはより一層の排出抑制が必要となります。

表4-3-3 目標の達成状況

項目	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	
	(実績値)	(推計値)	(目標値)
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	845.38	840.99	850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※ (g/人・日)	478.95	471.94	440

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、資源回収を除く

(4) 東京都・資源循環廃棄物処理計画

東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和3年9月）では、東京都内における排出量、再生利用量及び最終処分量の推計を踏まえた、令和7年度及び令和12年度の目標値を設定しています。一方、この計画においては、基準年度や削減率が示されておらず比較検証が難しいことから、検証における目標値は、平成28年3月に策定された東京都資源循環・廃棄物処理計画の目標値とします。

ごみ総排出量目標については、平成24年度実績に対して、令和2年度に5%削減、令和12年度に10%削減することを目標としています。本市では、令和2年度実績値6.6%減、令和12年度予測値13.5%減となっており、目標を達成できる見込みです。

表4-3-4 目標の達成状況（東京都・資源循環廃棄物処理計画）

項目	平成24年度 (2012年度)	令和2年度 (2020年度)		令和12年度 (2030年度)	
	(実績値)	(実績値)	(目標値)	(推計値)	(目標値)
排出量 (t/年)	18,094	16,904 6.6%削減	平成24年度比 5%削減	15,649 13.5%削減	平成24年度比 10%削減
再生利用率 (%)	38.2	36.3	27.0	35.0	37.0
最終処分量 (t/年)	69	-	-	-	-

2. 前計画の目標とその検証

平成 29 年 3 月に改定した羽村市一般廃棄物処理基本計画の目標を以下に示します。

◇ 計画目標年度の令和 13 年度までに、総排出量を平成 27 年度比の 5.2%減とし、総資源化率を 40.7%以上とします。

現況推移における本目標の達成状況を表 4-3-5 に示します。

総排出量は、平成 27 年度実績に対して、令和 13 年度 5.2%削減を目標としています。本市では、令和 13 年度には 12.6%の削減となる推計結果であり、目標を達成できる見込みです。

また、総資源化率は、令和 13 年度 40.7%の目標に対して、34.9%となる推計結果であり、目標に達していません。目標達成のためには、更なるごみの減量化、資源化の促進等が必要です。

表4-3-5 目標の達成状況（前計画）

項目	平成27年度 (2015年度)	令和13年度 (2031年度)	
	(実績値)	(目標値)	(現況推移)
排出量 (t/年)	17,795	16,874 (-5.2%)	15,554 (-12.6%)
総資源化率 (%)	37.3	40.7	34.9

第4節 排出抑制及び資源化施策

ごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化施策については、市と市民・事業者との連携によって施策そのものが共通認識され、減量効果や資源化の向上につながり、その結果、顕著にして数値に表れる例はあるものの、種々の啓発活動など数値に表れない施策も少なくありません。

ここでは、主に数値に表れる施策について設定条件を定めて、将来推計値として試算します。

1. 施策ケースの設定

(1) 施策ケースの設定

西多摩衛生組合環境センターのごみ質分析と多摩地域ごみ実態調査(平成28年度～令和元年度統計)のごみ組成分析結果の比較等から、以下の施策4ケースについてケースごとの条件を設定し、施策を実施した場合の将来ごみ量を推計します。

施策ケース1：分別の徹底による紙類の資源化の向上

施策ケース2：プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上

施策ケース3：生ごみの水切りによる家庭系燃やせるごみの排出抑制

施策ケース4：事業系燃やせるごみの減量化

表4-4-1 各施策ケース及び数値目標等の設定

ケースNo.	ケース名称	数値目標等の設定
ケース1	分別の徹底による紙類の資源化の向上	家庭系燃やせるごみの分別の徹底を行うことにより、雑誌・雑紙類を27.85g/人・日増加
ケース2	プラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上	家庭系燃やせるごみに含まれるプラスチックの発生及び排出抑制、資源化の向上を行うことにより、容器包装プラスチックを44.02g/人・日増加 硬質プラスチックを6.23g/人・日増加
ケース3	生ごみの水切りによる家庭系燃やせるごみの排出抑制	手絞り等生ごみの水切りを行うことにより、家庭系燃やせるごみを対象に4.94g/人・日の減量効果
ケース4	事業系燃やせるごみの排出抑制	事業系燃やせるごみの排出抑制を行うことにより、令和18年度に平成29年度の実績2,483tと目標とし、87tの減量効果

(2) 推計結果

現況推移における推計値と「(1) 施策ケースの設定」において、設定した推計値の比較を表 4-4-2 に示します。計画目標年度の令和 18 年度において、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量は、83.02g の減量、資源物は、78.08g の増加、ごみ総排出量は、173t の減量、総資源化率は 8.0% の増加が見込まれます。

本計画では、より一層の減量化・資源化を目指し、全ケースを採用します。

表4-4-2 現況推移及び施策ケースの比較

項目	単位	実績値	推計値			
		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	
※家庭系ごみ	現況推移	g/人・日	478.95	472.46	474.70	476.41
	施策ケース (全ケース)			441.34	417.63	393.39
資源物	現況推移	g/人・日	206.64	197.97	197.80	197.64
	施策ケース (全ケース)			227.26	251.49	275.72
総排出量	現況推移	t/年	16,904	16,095	15,554	14,872
	施策ケース (全ケース)			16,052	15,448	14,699
総資源化率	現況推移	%	36.3	35.2	34.9	34.5
	施策ケース (全ケース)			38.2	40.4	42.5

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、資源回収を除く

全ケースを採用したごみ量推移結果を表 4-4-3、ごみ処理量の推移結果を表 4-4-4 に示します。

表4-4-3 ごみ量推移結果（全ケース）

項目	単位	実績値 年度					推計値 年度															
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
		行政区域内人口	人	56,253	56,083	55,649	55,519	54,783	54,387	53,991	53,595	53,199	52,805	52,369	51,933	51,497	51,061	50,623	50,127	49,631	49,135	48,639
家庭系ごみ	燃やせるごみ	8,513	8,414	8,400	8,365	8,418	8,137	7,977	7,839	7,660	7,504	7,343	7,203	7,026	6,870	6,716	6,573	6,396	6,239	6,084	5,948	5,776
	燃やせないごみ	380	370	385	393	453	405	404	403	400	397	395	393	389	386	383	380	376	372	369	366	361
	一般家庭	358	348	362	371	431	382	381	380	377	375	373	371	367	364	361	359	355	351	348	345	341
	公園・公共施設等	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	その他	19	19	19	19	19	20	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	17
	粗大ごみ	560	540	574	635	706	663	674	684	689	695	698	704	705	706	707	709	706	705	704	704	700
	回収	163	158	169	189	211	198	202	206	208	210	211	213	214	214	215	216	215	215	215	215	214
	持込	393	378	395	441	491	459	466	472	475	479	481	485	485	486	486	487	485	484	483	483	480
	その他不法投棄等	4	4	10	5	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	家庭系ごみ排出量※	9,453	9,324	9,359	9,393	9,577	9,205	9,055	8,926	8,749	8,596	8,436	8,300	8,120	7,962	7,806	7,662	7,478	7,316	7,157	7,018	6,837
	剪定枝	31	28	37	24	28	29	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	26	26	26	25	25
	回収	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	持込	28	27	36	23	27	28	27	27	27	27	27	26	26	26	26	26	25	25	25	24	24
	資源物	4,203	4,065	3,991	3,946	4,132	4,035	4,100	4,176	4,227	4,287	4,344	4,412	4,452	4,507	4,559	4,614	4,644	4,685	4,723	4,775	4,792
	缶	196	190	187	188	199	188	186	186	184	182	181	180	178	176	175	174	171	170	168	167	164
	ビン	431	411	401	381	403	385	381	379	375	371	368	366	361	358	355	352	348	344	341	338	333
	ペットボトル	165	171	186	179	193	184	184	183	182	181	180	179	177	176	175	173	171	170	168	167	165
	白色トレイ	6	6	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
	容器包装プラスチック	636	635	645	655	685	707	758	809	855	902	948	995	1,036	1,079	1,121	1,164	1,199	1,237	1,273	1,312	1,342
	ダンボール	400	389	384	384	411	386	383	382	378	375	372	370	366	363	360	357	353	349	346	343	338
	新聞紙	617	560	487	437	389	416	407	401	394	388	383	379	373	369	365	361	356	351	347	344	339
	雑誌・雑紙	1,339	1,299	1,285	1,287	1,374	1,326	1,351	1,379	1,399	1,422	1,444	1,469	1,485	1,505	1,525	1,546	1,558	1,574	1,589	1,608	1,616
	古着・古繊維	269	266	264	285	313	284	283	283	280	279	277	276	273	271	268	267	264	261	258	257	253
	紙バック	25	24	23	23	23	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	19
	硬質プラスチック（製品プラスチック）	88	85	93	92	104	102	110	117	124	131	137	144	149	156	161	168	173	178	183	189	193
	金属	30	28	29	29	32	29	29	29	29	29	28	28	28	28	28	27	27	27	26	26	26
	家電ボックス・インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
有害ごみ	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	21	20	20	
乾電池	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	16	15	
蛍光管	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
家庭系ごみ計	13,710	13,439	13,409	13,385	13,759	13,291	13,205	13,152	13,026	12,933	12,830	12,761	12,620	12,517	12,413	12,324	12,169	12,048	11,926	11,839	11,674	
資源回収	古紙	916	862	819	807	692	712	690	673	654	639	624	611	597	584	573	562	549	538	528	519	508
	古繊維	15	25	21	23	24	24	24	24	24	24	24	24	24	23	23	23	23	23	23	22	22
	ビン	7	6	5	3	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	鉄（スチール缶）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	アルミ（アルミ缶）	9	9	10	10	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8
	ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	949	904	857	845	729	751	728	711	692	677	661	648	634	620	609	598	585	574	564	553	542
事業系ごみ	燃やせるごみ	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	2,567	2,565	2,565	2,564	2,563	2,561	2,554	2,548	2,541	2,534	2,526	2,518	2,509	2,500	2,491	2,483
	燃やせないごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	剪定枝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事業系ごみ計	2,571	2,483	2,561	2,785	2,416	2,567	2,565	2,565	2,564	2,563	2,561	2,554	2,548	2,541	2,534	2,526	2,518	2,509	2,500	2,491	2,483
ごみ量合計	17,230	16,826	16,827	17,015	16,904	16,609	16,498	16,428	16,282	16,173	16,052	15,963	15,802	15,678	15,556	15,448	15,272	15,131	14,990	14,883	14,699	
総原単位	g/人・日	839.16	821.97	828.43	837.35	845.38	836.67	837.18	837.49	838.52	839.12	839.77	839.83	840.69	841.22	841.89	842.01	843.04	843.69	844.35	844.63	845.75
家庭系ごみ排出量原単位※	g/人・日	460.40	455.49	460.76	462.25	478.95	463.70	459.49	455.04	450.57	445.99	441.34	436.67	432.00	427.21	422.46	417.63	412.80	407.93	403.14	398.28	393.39

※：剪定枝、資源物、有害ごみ、資源回収を除く

表4-4-4 ごみ処理量の推移結果（全ケース）

区分 \ 年度		実績値（家庭系+事業系）（t/年）					推計値（家庭系+事業系）（t/年）																
		年度					年度																
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却	燃やせるごみ	11,084	10,897	10,961	11,150	10,834	10,704	10,542	10,404	10,224	10,067	9,904	9,757	9,574	9,411	9,250	9,099	8,914	8,748	8,584	8,439	8,259	
	破碎選別可燃物	860	829	827	868	978	923	938	952	959	969	975	984	988	993	997	1,004	1,003	1,005	1,008	1,010	1,008	
	計	11,944	11,726	11,788	12,018	11,812	11,627	11,480	11,356	11,183	11,036	10,879	10,741	10,562	10,404	10,247	10,103	9,917	9,753	9,592	9,449	9,267	
	処理内訳	焼却残渣(埋立)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉄分回収(資源化)	76	81	84	99	112	89	88	87	85	84	83	82	81	79	78	77	76	74	73	72	71	
	焼却残渣(資源化)	962	973	961	944	933	936	924	914	900	889	876	865	850	838	825	813	798	785	772	761	746	
破碎選別	燃やせないごみ	380	370	385	393	453	405	404	403	400	397	395	393	389	386	383	380	376	372	369	366	361	
	破碎選別可燃物	224	228	237	225	260	240	240	239	237	236	234	233	231	229	227	226	223	221	219	217	214	
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	156	142	148	168	193	165	164	164	163	161	161	160	158	157	156	154	153	151	150	149	147	
	その他(処理困難物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ・剪定枝	591	568	611	659	734	692	702	712	717	723	726	731	732	733	734	736	732	731	730	729	725	
	破碎選別可燃物	425	385	373	418	492	458	465	472	475	479	481	484	485	486	486	488	485	484	484	483	480	
	破碎選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎選別資源物	166	183	238	241	242	234	237	240	242	244	245	247	247	247	248	248	247	247	246	246	245	
	その他(処理困難物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源物	1,553	1,527	1,548	1,530	1,622	1,601	1,654	1,709	1,754	1,801	1,847	1,897	1,934	1,978	2,020	2,062	2,093	2,130	2,163	2,203	2,227	
	選別可燃物	211	216	217	225	226	225	233	241	247	254	260	267	272	278	284	290	295	300	305	310	314	
	選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選別資源物	1,342	1,311	1,331	1,305	1,396	1,376	1,421	1,468	1,507	1,547	1,587	1,630	1,662	1,700	1,736	1,772	1,798	1,830	1,858	1,893	1,913	
	その他(処理困難物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有害ごみ	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	20	21	20	
	選別可燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選別不燃物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選別資源物	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	20	21	20	
	その他(廃乾電池、廃蛍光灯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接資源化	2,650	2,538	2,443	2,416	2,510	2,434	2,446	2,467	2,473	2,486	2,497	2,515	2,518	2,529	2,539	2,552	2,551	2,555	2,560	2,572	2,565		
その他資源化	1,687	1,658	1,739	1,736	1,853	1,797	1,844	1,894	1,934	1,974	2,015	2,059	2,088	2,125	2,161	2,195	2,219	2,249	2,274	2,309	2,325		
鉄分回収(資源化)	76	81	84	99	112	89	88	87	85	84	83	82	81	79	78	77	76	74	73	72	71		
焼却残渣(資源化)	962	973	961	944	933	936	924	914	900	889	876	865	850	838	825	813	798	785	772	761	746		
資源回収	949	904	857	845	729	751	728	711	692	677	661	648	634	620	609	598	585	574	564	553	542		
資源化計(直接+その他)	6,324	6,154	6,084	6,040	6,137	6,007	6,030	6,073	6,084	6,110	6,132	6,169	6,171	6,191	6,212	6,235	6,229	6,237	6,243	6,267	6,249		
ごみ総排出量	17,230	16,826	16,827	17,015	16,904	16,609	16,498	16,428	16,282	16,173	16,052	15,963	15,802	15,678	15,556	15,448	15,272	15,131	14,990	14,883	14,699		
総資源化率(%)	36.7	36.6	36.2	35.5	36.3	36.2	36.5	37.0	37.4	37.8	38.2	38.6	39.1	39.5	39.9	40.4	40.8	41.2	41.6	42.1	42.5		

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

以下に本計画におけるごみ処理に係る基本方針を示します。

1. ごみ処理における基本方針

本計画の基本理念は、前計画を継承しつつ、国及び東京都などの脱炭素化の動向を踏まえて、「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」として、以下の5点を基本方針として、減量化及び総資源化率の数値目標を設定します。

- (1) 3Rの推進
- (2) 市と市民・事業者の役割分担の明確化
- (3) 適正処理・適正処分の推進
- (4) ごみ処理から資源循環への転換
- (5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

(1) 3Rの推進

3R（リデュース＜Reduce：発生抑制＞、リユース＜Reuse：再使用＞、リサイクル＜Recycle：再生利用＞）を徹底し、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

1) 発生抑制（リデュース：Reduce）

廃棄物の排出量はここ数年緩やかな減少傾向を示しているものの、今後は脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目標に排出量を更に減らすために、市民や事業者が主体的に廃棄物の発生抑制に取り組めるよう、市民や事業者との協力を推進するとともに積極的に支援します。

2) 再使用（リユース：Reuse）

ごみを出す前に「それはまだ使えないか」、「何か利用できないか」などを考えることが必要です。そのためには、フリーマーケットやリサイクルショップ、古書店などの利用や、あるいは食品などを購入するときも飲料容器などがリターナブルであるかどうかを考慮し、できるだけごみを出さない新しいライフスタイルを確立することが重要です。

3) 再生利用（リサイクル：Recycle）

市民の環境に対する意識が高まりつつあるものの、資源化率は伸び悩んでいる状況です。今後も再使用できなくなったものは単にごみとして出さずに、資源回収や市の分別収集に資源物として出すなど、再生資源化していくことが重要です。

(2) 市と市民・事業者の役割分担の明確化

ごみに関する市と市民・事業者それぞれの役割を明確にし、三者が協働して「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実践していく必要があります。

三者は、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえ、主体的に相互の連携のもと、協力体制を創りあげるものとします。

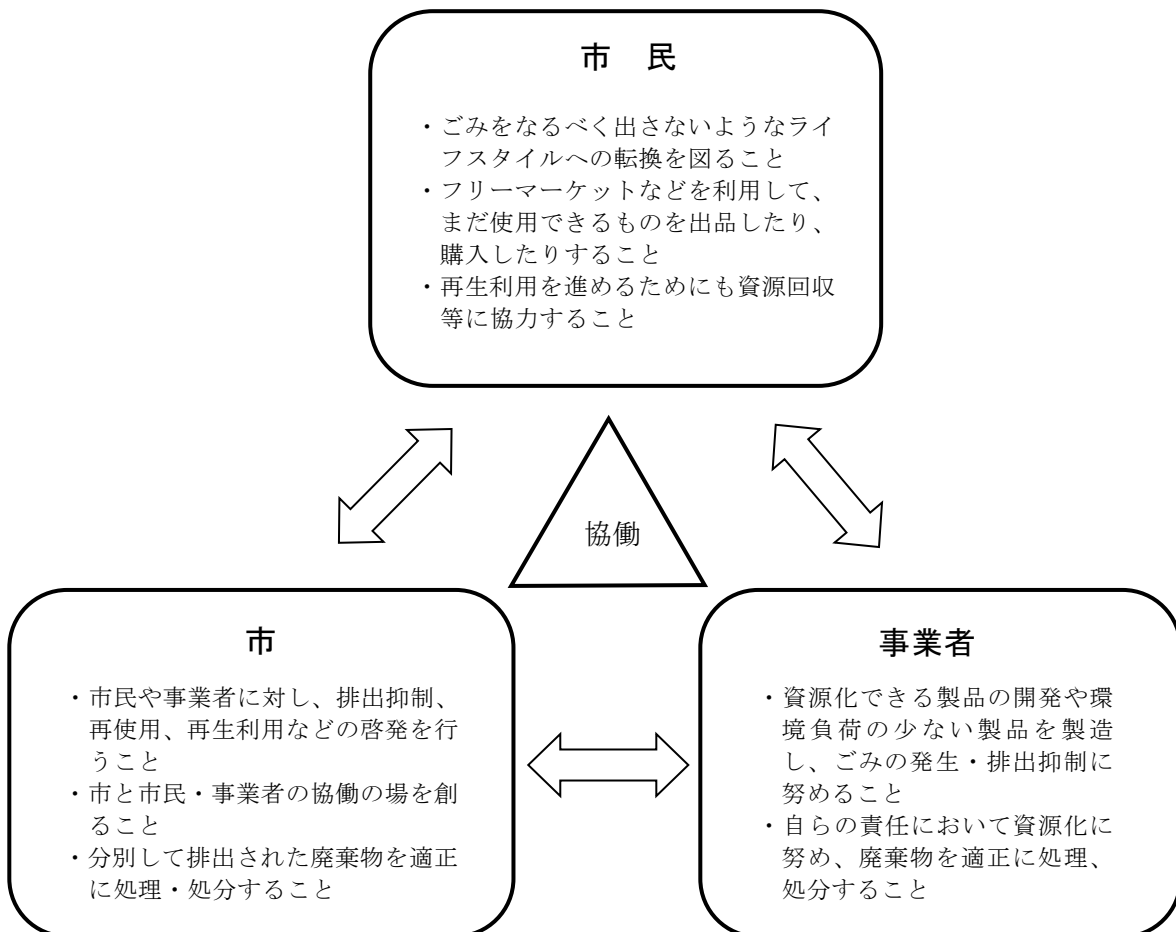


図5-1-1 三者の役割

なお、「環境にやさしい脱炭素社会・資源循環型社会を目指したまちづくり」を実現させるためには、市が実施している施策を、市民及び事業者に対して徹底していくだけでは限度があることから、脱炭素社会・資源循環型社会の構築に向けた具体的なシステムの確立を、東京都や各種団体を通じて国に対して要請します。

(3) 適正処理の推進

排出抑制及び再使用の推進後に発生するごみについて、適正に処理を行います。

1) 焼却処理

燃やせるごみは、西多摩衛生組合環境センターにおいて適正に焼却処理し、サーマルリサイクル（ごみから熱エネルギーを回収し利用すること）を行います。また、プラスチック製品などの分別の徹底による燃やせるごみの減量化や資源化により、焼却処理量の減量化を促進します。

2) 破碎・選別処理

資源物・燃やせないごみ・粗大ごみは、羽村市リサイクルセンター等で適正に破碎・選別処理し、可能な限り資源化の向上に努めます。

3) 最終処分

破碎選別不燃物の全量資源化の取組みにより、最終処分量ゼロを継続します。

(4) ごみ処理から資源管理への転換

本市は、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源管理」という視点への転換を図ってきました。今後も全てのごみは資源であるという観点から、搬入、処理、搬出の管理を行い、本市で発生する資源物の流れを把握し、脱炭素社会、資源循環型社会の構築を目指すものとします。

以上の項目をまとめると、脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセスは以下のようになります。

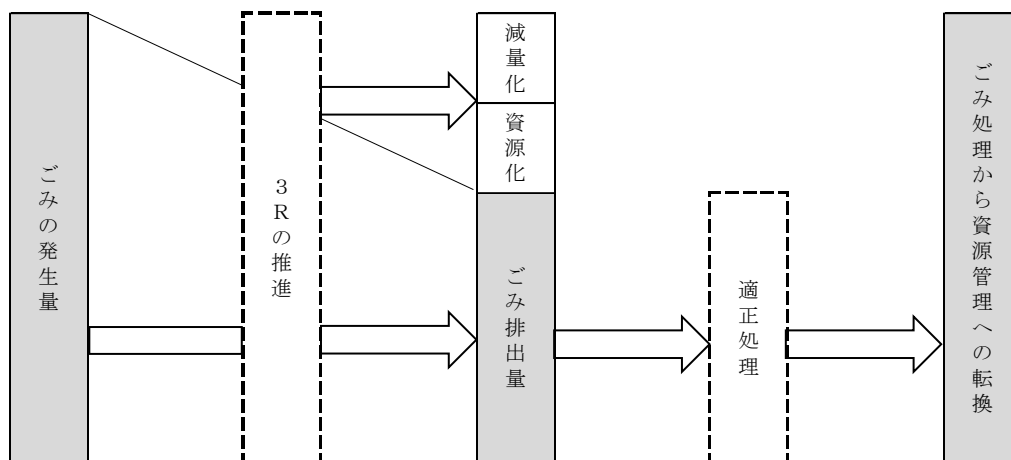


図5-1-2 脱炭素社会、資源循環型社会へのプロセス

(5) ごみ処理業務の合理化及び効率化

本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町との間で経費削減を目的とした業務の合理化及び効率化を目指します。

また、循環型社会の構築を図るには単独の自治体だけでなく、広域的な取組みが必要です。

このことから以下の点について、具体的な検討を行います。

1) 集約する業務の抽出

本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町との間で、財政状況及びごみ処理業務の現状等に基づき、集約すべき業務を抽出します。

2) 業務集約による効果の検証

抽出された業務について、財政効果だけではなく、循環型社会の形成、市民サービスの向上等を含め、多角的に検証・検討します。

(6) 減量化・資源化の目標

ごみ処理における5つの基本方針に基づく、減量化及び総資源化率の数値目標を以下のとおり設定します。

◇計画目標年度の令和18年度までに、

令和2年度比総排出量を約13%減とし、

総資源化率は約42%を目指します。

注：令和2年度の総排出量が16,904t/年に対して、令和18年度は14,699t/年である。

よって、 $100 - (14,699 / 16,904 \times 100) = 13.04 \approx 13$

また、総資源化率は、p44の表4-4-4を参照のこと。

第2節 施策の基本フレーム

基本理念、基本方針に沿った、各施策の基本フレームを以下に示します。

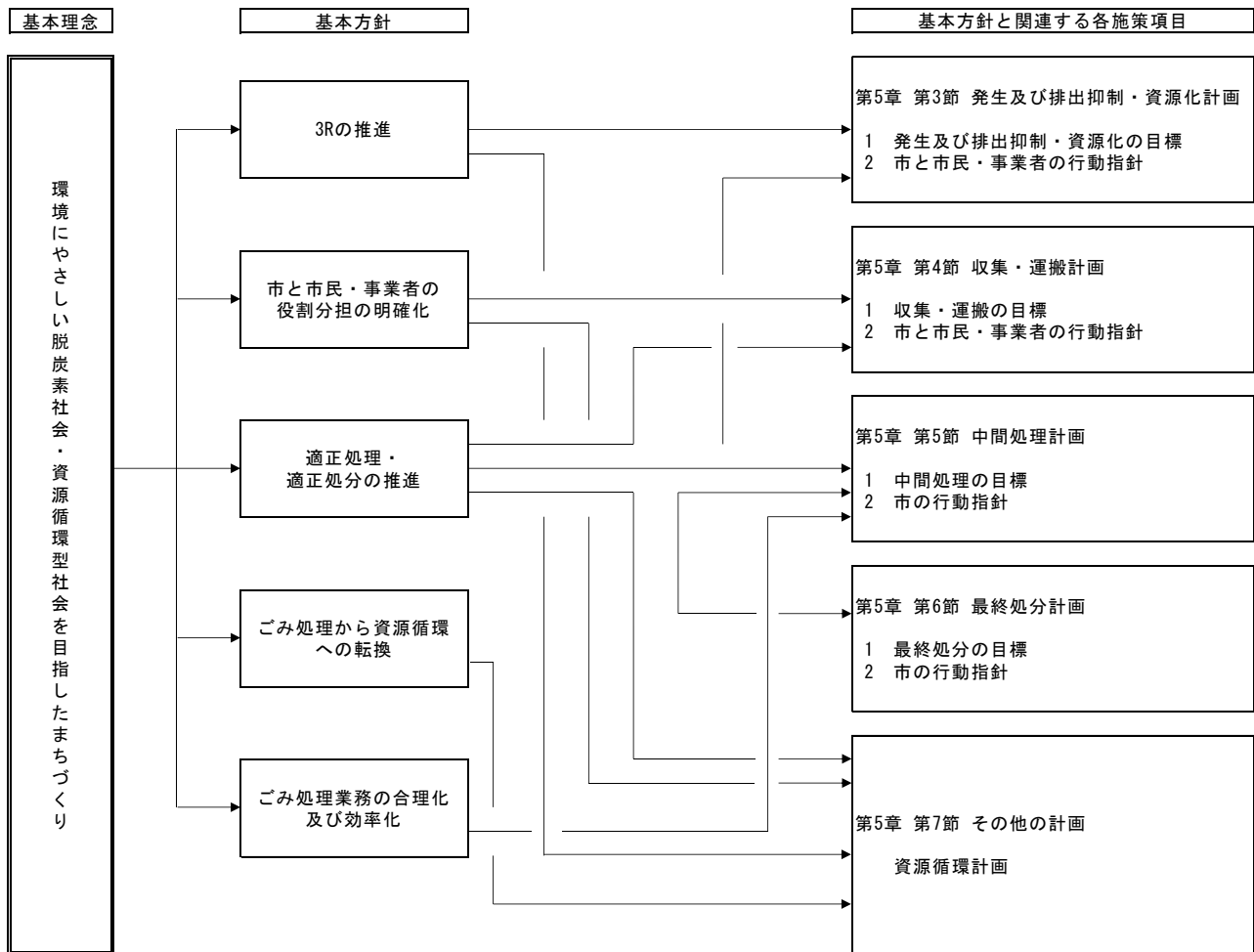


図5-2-1 施策の基本フレーム

第3節 発生及び排出抑制・資源化計画

ごみの発生及び排出を抑制し、資源化を推進していくことは、ごみ処理において最も重要な事項であり、これを確実に実行していくことが、「脱炭素社会」、「資源循環型社会」の構築に必要な不可欠な条件です。また、資源の大部分を輸入に依存する我が国において、再資源化あるいは再生利用できるごみを「貴重な国内資源」として位置づけ、積極的に有効活用を図ることの意味は大きいといえます。

本計画の基本方針に示すように、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位に基づき、市と市民・事業者の三者が一体となって協力して発生及び排出抑制・資源化施策をさらに推進します。

施策の推進においては、前計画の行動指針を継続していくほか、食品ロスやプラスチックごみ削減等の新たな課題にも対応していきます。

1. 発生及び排出抑制・資源化の目標

発生及び排出抑制・資源化の目標を次のとおりとします。

発生及び排出抑制・資源化の目標

- (1) 脱炭素社会、資源循環型社会に沿ったライフスタイルへの移行
- (2) 発生及び排出抑制の推進
- (3) 資源物の回収率の増加
- (4) 地域の3R運動の活性化

2. 市と市民・事業者の行動指針

ごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化の目標を達成するための市と市民・事業者の行動指針は次のとおりです。

市民の行動指針

- ① 環境負荷の小さいライフスタイルの実現を目指し、脱炭素社会、資源循環型社会への対応を図ります。
- ② マイバッグを持参して、レジ袋や過剰包装は断るようにするとともに、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用を実践します。
- ③ ごみの排出者としての責務を自覚し、ごみの発生及び排出を抑制し、さらに減量化・資源化に対する意識を高め、実践します。

- ④ プラスチックごみ削減を目指し、可能な限り使い捨てプラスチック製品を購入しないライフスタイルを実践します。
- ⑤ 地域のリサイクル活動（資源回収、フリーマーケット等）を推進するとともに、その活動へ積極的に参加します。
- ⑥ 資源物の分別排出を徹底します。
- ⑦ 厨芥ごみの水切りの徹底や資源化に取り組みます。
- ⑧ グリーン購入（リサイクル商品の購入）を心がけます。
- ⑨ 余った食材や残った料理は他の料理に活用するなどして、食品ロス削減を心がけます。
- ⑩ 買い物前に在庫を確認し、必要なものだけ購入します。
- ⑪ 生ごみについては、堆肥化等による有効活用を積極的に進めます。

事業者の行動指針

- ① 寿命の長い製品を製造します。
- ② 詰替式商品の製造・販売を促進します。
- ③ 事業所内のごみ減量化・資源化対策を計画的かつ積極的に進めるとともに、事業者の自己処理責任に基づき適正処理を行います。
- ④ 再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用したエコマーク商品等の販売促進に努めます。
- ⑤ 従業員に対するごみ減量・環境教育研修等を実施します。
- ⑥ グリーン購入及びグリーン調達を推進に努めます。
- ⑦ 資源物の分別排出の徹底とリサイクルルートの確立を推進します。
- ⑧ 多量排出事業者は減量化計画を作成します。
- ⑨ 小盛りや少人数メニュー、ばら売り・量り売りや売れ残り削減等の食品ロス削減を推奨する取組みを推進します。
- ⑩ 過剰包装の見直しや在庫管理の適正化等によるごみの減量に努めます。

市の行動指針

- ① 脱炭素社会・循環型社会に対応した施設整備を図ります。
- ② ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用（3R 運動）に係る啓発及び広報活動を推進します。
- ③ 環境学習や環境教育を推進し、地域や学校における環境保全への取組みを推進します。
- ④ 「有識者などによる講習会」、「市民のごみに対する取組みの紹介」情報の交換が行える場として、「フォーラムの開催」などについて検討します。
- ⑤ マナーを守れない市民の意識改革のため、現地へ出向き、直接市民に対して分別の徹底を呼びかけます。
- ⑥ 「広報はむら」で市民に親しみやすいキャラクターを用いた啓発活動を継続するとともに、「市の掲示板」や「町内会・自治会の回覧板」、「まちづくり出前講座」を活用して市民への周知をより一層図り、ごみの減量とリサイクルの推進等について継続的に啓発活動を実施します。
- ⑦ 厨芥類の水切り実施を啓発し、ごみ減量化を促進します。
- ⑧ マイバッグ、マイ箸、マイボトル、マイカップの利用を推進し、使い捨てプラスチック製品の削減についての意識啓発を図ります。
- ⑨ 現在、剪定枝は羽村市リサイクルセンターでチップ化し、そのチップを材料とした活性炭を製造し、西多摩衛生組合で使用しています。このような資源が循環する取組みを市民にPRするとともに、剪定枝資源化の取組みを一層推進します。
- ⑩ 「詰替式商品」の活用、「簡易包装」、「使い捨て容器の削減」等の推進に協力する「環境推進協力店」認定制度の創設を検討します。
- ⑪ グリーン購入を推進するとともに、リユース食器の利用促進を図ります。
- ⑫ 事業所でのごみ減量化・資源化促進に向けた事業者への指導及び不法投棄防止のための監視強化や法規制遵守を徹底します。
- ⑬ 多量排出事業者に対し、減量化計画作成の義務化・廃棄物管理責任者の設置、定期的な現地指導を行うことを検討し、資源化・減量化を推進します。
- ⑭ 生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯などに対する廃棄物処理手数料の減免額や収集袋の交付枚数等について見直しを検討します。
- ⑮ 再使用可能な家具等の修理・販売を羽村市シルバー人材センターがリサイクルセンターで実施していることについてPR等の支援を積極的に行っていきます。
- ⑯ 家庭における食品ロス削減に向けて食材の使い切り、食べ残しの削減などの意識啓発を図るとともに、「フードバンク」などの情報提供やイベント時などにおけるフードドライブの実施検討など、食品ロス削減に向けた取組みを推進します。

- ⑰ 搬入不適物の持込を防ぐため、市職員により、西多摩衛生組合において抜き打ち検査を継続実施することにより指導体制を強化します。
- ⑱ 市指定収集袋や廃棄物処理券などの廃棄物処理手数料の価格設定や有料での収集区分の見直しを検討します。
- ⑲ 白色トレイや紙パックなどの資源物の店頭回収等について、市内の小売店などへ協力を要請します。
- ⑳ 生ごみを堆肥化し、ごみの減量を促進するため、広報紙や講習会などにより啓発活動を実施するとともに、できた堆肥の活用方法の紹介や引取先の確保などを進めます。

第4節 収集・運搬計画

市民にとって良好な生活環境の維持・継続及び廃棄物処理施設の安定稼働と十分な機能を発揮するためには、合理的で持続性のある効率的な収集・運搬システムの確立が望まれます。

1. 収集・運搬の目標

収集・運搬の目標を次のとおりとします。

収集・運搬の目標

- (1) 効率的な収集・運搬方法の構築
- (2) 組合構成市町の収集対象品目及び収集方法の統一
- (3) 収集車両に低公害車の導入を推進

2. 市と市民・事業者の行動指針

収集・運搬の目標を達成するための市と市民・事業者の行動指針は、次のとおりとします。

市民の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。
- ② 資源リサイクルマニュアル・資源収集カレンダーにある排出方法を遵守します。
- ③ マナーを守り、ごみ集積所の維持管理を徹底します。

事業者の行動指針

- ① 分別排出を徹底します。
- ② 収集・運搬作業に配慮した排出方法に努めます。
- ③ 収集車両に低公害車の導入に努めます。

市の行動指針

- ① 資源物の分別区分の見直しや収集頻度を検討します。
- ② 公衆衛生及び都市環境の保全を維持し、市民サービスの向上に努めます。
- ③ 収集区域、収集区分などを適宜見直します。
- ④ 降雪や台風等の際に、適切な情報の配信や安全な収集・運搬が実施できるよう対応マニュアルの徹底を図ります。
- ⑤ 本市と西多摩衛生組合及び組合構成市町が協議を行い、広域処理の観点から収集対象品目及び収集方法の統一を検討します。
- ⑥ 収集車両に低公害車の導入を推進します。
- ⑦ スプレー缶やリチウムイオン電池等の適正な分別排出方法の周知を徹底し収集作業における発火事故等の防止に努めます。

第5節 中間処理計画

中間処理は、廃棄物から、金属類、ガラスなどの資源物を回収して有効利用を図ることにより、最終処分量を極力削減することを目的としています。また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、ダイオキシン類等の排出抑制対策をはじめとした環境負荷の低減、衛生的な処理も同様に重要な目的です。

1. 中間処理の目標

中間処理の目標を次のとおりとします。

中間処理の目標

- (1) 環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場
- (2) 焼却に伴う環境負荷の低減及び脱炭素社会への貢献
- (3) 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議による現有焼却施設の適正管理及びサーマルリサイクルの推進
- (4) 現有焼却施設の長寿命化計画の推進
- (5) 広域処理に向けた資源化処理施設の統合
- (6) 多摩地域ごみ処理広域支援体制の維持
- (7) 排出段階、中間処理段階における減量化

2. 市の行動指針

中間処理の目標を達成するための市の行動指針は次のとおりとします。

市の行動指針

- ① 西多摩衛生組合の安全で安定した事業活動を行うため、組合の公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。
- ② 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギーを推進します。また、民間施設を活用したりリサイクルについても検討を進めます。
- ③ 地域と協働で事業活動を進めていくため、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開し、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たします。
- ④ 排出抑制・資源化の促進及び第2期基幹的整備事業を実施することにより、西多摩衛生組合環境センターから発生する温室効果ガスの削減と施設の延命化を図ります。
- ⑤ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との連携により、西多摩衛生組合環境センターの適正な維持管理を行い、サーマルリサイクルを継続して推進します。
- ⑥ 循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施設整備を図ります。
- ⑦ 羽村市リサイクルセンターについては、修繕計画等に基づき、計画的に設備・機器等の更新を行う基幹的設備改良工事及び大規模修繕を実施し、施設の安定的な運用と延命化を図ります。
- ⑧ 西多摩衛生組合及び組合構成市町との協議により、組合構成市町がそれぞれ有する資源化処理施設の統合に向け検討します。
- ⑨ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、中間処理施設の緊急事態や事前予測可能な事態における自治体間の相互支援体制を維持し、広域処理の円滑な実施に努めます。
- ⑩ 排出段階、中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に努めるとともに、破碎選別不燃物の全量資源化を継続します。

第6節 最終処分計画

最終処分は、ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化等の適正な処理を行った後、やむを得ず最終処分が必要となったものを埋立処分によって適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化することです。現本市では、破碎選別不燃物を全量資源化しており、この取組みを継続するとともに、今後も広域処理の体制を維持し、最終処分場の延命化に努めます。

1. 最終処分の目標

最終処分の目標を次のとおりとします。

最終処分の目標

- (1) 最終処分場の延命化
- (2) 関係自治体との連携による最終処分場の適正な維持管理

2. 市の行動指針

最終処分の目標を達成するための市の行動指針は、次のとおりとします。

市の行動指針

- ① 破碎選別不燃物の全量資源化により、東京たま広域資源循環組合所管の最終処分場の延命化を推進します。
- ② 東京たま広域資源循環組合及び関係自治体との連携により、現組合所管の最終処分場の適正な維持管理を行います。

第7節 その他の計画

資源循環計画

一般的に計量を含めた管理システムは、ごみ処理を目的として、ごみや資源の搬入量や中間処理量、最終処分量及び資源搬出量等を管理しています。本計画に基づき、従来の「ごみ処理」という観点から脱却し、「資源循環」という視点への転換を図るとともに、今後も廃棄物の発生をできる限り抑制し、排出された廃棄物はできる限り資源として循環利用するゼロエミッションの考えのもと、資源物の搬入、処理、搬出の管理をより積極的に行います。

(1) 資源循環システムの構築

資源循環システムは、情報の管理機能と廃棄物（資源物）の処理機能の2つに分かれます。

1) 資源化情報の管理

資源回収、拠点回収、家庭での厨芥ごみ処理機器・処理容器の利用、事業所での資源化、本市の施設での資源化など、市内での資源化の状況をよりきめ細やかに把握し、情報として管理する体制の構築を引き続き図ります。

2) 資源化施設の充実

発生した廃棄物をできる限り資源にもどすことを念頭におき、廃棄物のうち、さらに資源化できる品目を検討し、外部資源化施設等を活用することで資源化の充実を図ります。

(2) ゼロエミッションの構想

廃棄物の発生をできる限り抑制することが最重要課題であるとともに、排出された廃棄物は資源として循環利用することが必要です。これらの究極的な姿が「ゼロエミッション：廃棄物 0（ゼロ）の実現に向けて国際連合大学が提唱している構想で、廃棄物を発生させない生産システムを目指している」といわれています。資源管理システムの構築とともに一步一步その理念に近づけることが大切です。

第6章 生活排水処理基本計画

1. 処理形態別人口の推移

生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理形態別人口の推移は、表 6-1-1 のとおりです。

令和 2 年度の実績では、計画処理区域内人口 54,622 人のうち、54,600 人が公共下水道に接続され、処理されています。また、公共下水道の水洗化人口は、計画処理区域内人口の減少に伴い、水洗化・生活雑排水人口も相対的に減少しています。

単独処理浄化槽人口は、令和元年度以降、し尿収集人口も、平成 30 年度以降、減少傾向で推移しています。なお、単独処理浄化槽は、浄化槽法の改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）によって、浄化槽ではなくなったため、これ以降の新たな設置は認められていません。

表6-1-1 処理形態別人口の推移

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	56,079	55,710	55,565	55,091	54,622
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	56,049	55,680	55,535	55,064	54,600
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
(3) 公共下水道	56,049	55,680	55,535	55,064	54,600
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	17	17	17	17	15
4. 非水洗化人口	13	13	13	10	7
(1) し尿収集人口	13	13	13	10	7
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※：各年 4 月 1 日現在の人口より引用。

※：前章までに整理している人口実績は、10 月 1 日時点のものであるため、表 6-1-1 とは合わない。

2. 公共下水道の推移と将来計画

表 6-1-2 に公共下水道整備の推移、表 6-1-3 に公共下水道事業計画の概要を示します。

令和 2 年度実績では、公共下水道の水洗化人口が 54,423 人に対して、公共下水道整備済区域内人口が、54,445 人であることから、未接続は 22 人となっています。

表6-1-2 公共下水道整備の推移

年度	総人口	整備済区域		水洗化	
		戸数	人口 (A)	戸数	人口 (B)
平成28年度	56,079	25,353	55,845	25,337	55,815
平成29年度	55,710	25,390	55,487	25,374	55,457
平成30年度	55,565	25,647	55,355	25,647	55,325
令和元年度	55,091	25,555	54,888	25,539	54,861
令和2年度	54,622	25,716	54,445	25,701	54,423

※：各年4月1日現在の人口より引用。

※：下水道供用開始区域外の人口は除くため、表6-1-1の人口とは異なる。

表6-1-3 公共下水道事業計画の概要

項目	事業認可	全体計画
目標年次	令和2年度	令和6年度
処理区域面積 (ha)	860.48	860.48
下水道処理人口(人)	55,330	55,300

3. し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥量の推移を表6-1-4に示します。

し尿処理量は、平成28年度以降、年度ごとに増減が繰り返されていますが、これは仮設における処理量の増減を反映したものであり、一般世帯・事業所における処理量は、概ね減少傾向で推移しており、令和2年度のし尿処理量は、平成28年度に対して23kL減少し46kLとなっています。浄化槽汚泥量についても、平成30年度以降減少傾向で推移しており、令和2年度の浄化槽汚泥量は、平成30年度に対して91kL減少し488kLとなっています。

表6-1-4 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

単位：kL

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	69	73	65	93	46
一般世帯・事務所	15	13	10	8	6
仮設	54	60	55	85	40
浄化槽汚泥	580	573	579	562	488
合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽	580	573	579	562	488
農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
計	649	646	644	655	534

※：小数点以下は、四捨五入とする。

4. 収集・運搬方法

(1) 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬状況を表 6-1-5 に示します。

本市では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は、委託業者が週に2回、火曜日と金曜日に行っており、浄化槽汚泥の収集は、許可業者が浄化槽の清掃時に収集を行っています。

表6-1-5 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬状況

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	週2回(火, 金)
浄化槽汚泥	許可	浄化槽清掃時

(2) 処理手数料

し尿の処理手数料を、表 6-1-6 に示します。

し尿の処理手数料は、下水の処理を開始すべき日から3年を経過した一般世帯の便所、事業所の便所（川崎武蔵野・五ノ神武蔵野・羽地域）、下水の処理を開始すべき日から3年を経過した事業所の便所、臨時に設置した便所の区分で処理手数料を設定しており、浄化槽汚泥については、10円/Lの手数料としています。

表6-1-6 し尿・浄化槽汚泥量の処理手数料

区分	適用	処理手数料
し尿	下水の処理を開始すべき日から3年を経過した一般世帯の便所	2,040円（1便槽1回）
	事業所の便所（川崎武蔵野・五ノ神武蔵野・羽地域）	3,060円（1便槽1回）
	下水の処理を開始すべき日から3年を経過した事業所の便所	6,110円（1便槽1回）
	臨時に設置した便所	6,110円（1便槽1回）
浄化槽汚泥	下水の処理を開始すべき日から4年を経過した区域内からの浄化槽汚泥及び雑排水	10円/L

5. 処理方法

本市では、平成6年3月に、処理能力4kL/日の羽村市クリーンセンターを整備し、平成6年4月1日からし尿及び浄化槽汚泥の処理を行ってきましたが、平成31年4月より青梅市し尿処理場で、委託処理を行っています。青梅市し尿処理場の概要を、表6-1-7に示します。

羽村市クリーンセンターは、青梅市し尿処理場のし尿及び浄化槽汚泥の基幹的設備改良工事が完了した平成31年3月31日をもって、し尿及び浄化槽汚泥の受け入れを停止し、令和元年7月に施設を廃止しています。

表6-1-7 青梅市し尿処理場の概要

区 分	内 容
施設名称	青梅市し尿処理場
所在地	青梅市黒沢1丁目697番地
施設所管	青梅市
竣工年月	平成8年3月（改良工事：平成31年3月）
処理能力	18kL/日（改良工事後）
処理方式	高負荷膜分離処理方式
総事業費	建設費：921,692千円 基幹的設備改良工事：594,000千円

6. 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道の水洗化率の向上

本市の公共下水道の水洗化率*は、令和2年度時点で約99.9%と高い値となっていますが、公共下水道整備区域内の未接続の世帯に対し、広報紙等による周知や東京都と連携して接続を促進することで、水洗化率を向上していく（水洗化率100%を目指す）必要があります。

※ 水洗化率 = (水洗化人口 / 整備済区域人口) × 100

(2) 単独処理浄化槽利用世帯及びし尿収集世帯の切替促進

令和2年度現在、単独処理浄化槽人口は、計画処理区域内人口の約0.02%、し尿収集人口は、約0.01%となっており、非常に少ない値となっていますが、引き続き、各世帯の状況を踏まえながら、必要に応じて、公共下水道への切替を進めていく必要があります。

(3) 青梅市し尿処理場の維持管理

現在、事務委託で処理を行っている青梅市し尿処理場は、平成 31 年 3 月に基幹改良工事が完了しています。今後も、安定してし尿及び浄化槽汚泥を処理していくためには、維持管理を適切に行っていく必要があります。

第2節 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の推計

1. 生活排水処理形態別人口の推計方法

生活排水処理形態別人口の推計を行う手順を図 6-2-1 に示します。

将来人口は、ごみ処理基本計画と同様とします。また、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は、ごみ排出量の推計と同様に回帰式による推計を行います。公共下水道は、将来人口との整合を取るために、以下の算出式により求めるものとします。

公共下水道人口 = 計画処理区域内人口 - 単独処理浄化槽人口 - くみ取りし尿人口

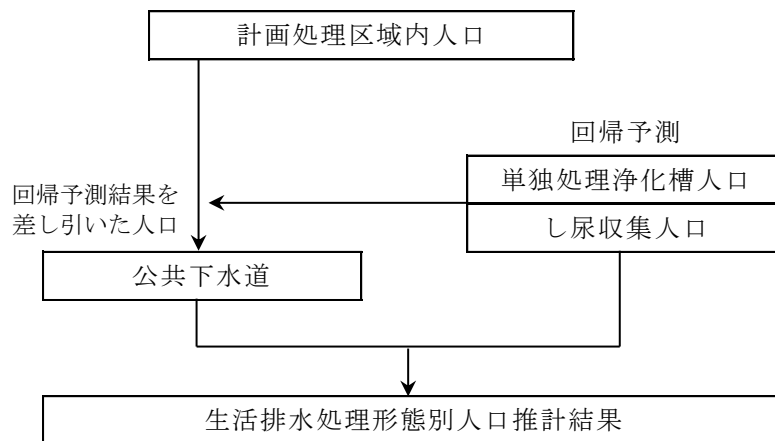


図6-2-1 生活排水処理形態別人口の予測手順

2. 計画処理量の推計方法

計画処理量の推計を行う方法を図 6-2-2 に示します。

計画平均処理量（365 日平均の処理量）は、生活排水処理形態別人口の予測結果に基づき、くみ取りし尿及び単独処理浄化槽汚泥を収集・処理する「計画収集人口」を算定し、それに過去 5 年間の年間収集量実績から求めた各々の「計画排出量原単位」及び「計画最大変動係数」を乗じて、「計画処理量」を推計します。

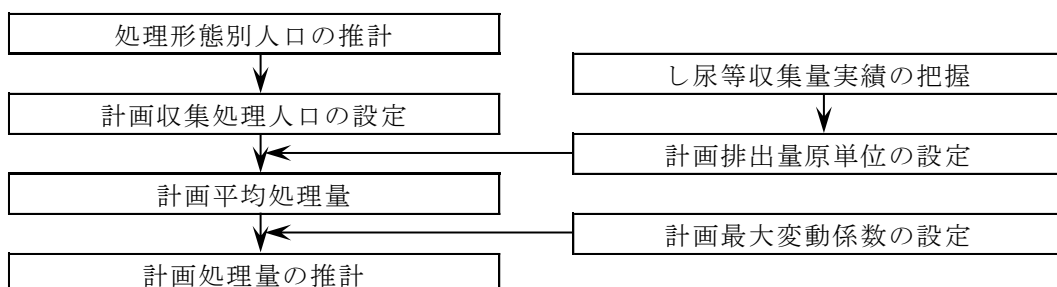


図6-2-2 計画処理量の予測方法

3. 生活排水処理形態別人口の推計結果

生活排水処理形態別人口の推移結果を表 6-2-1 に示します。

表6-2-1 生活排水処理形態別人口の推計結果

単位：人

	年 度							
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
1. 計画処理区域内人口	54,387	53,991	53,595	53,199	52,805	52,369	51,933	51,497
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	54,365	53,970	53,575	53,181	52,787	52,353	51,917	51,482
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 公共下水道	54,365	53,970	53,575	53,181	52,787	52,353	51,917	51,482
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	15	15	15	14	14	13	13	13
4. 非水洗化人口	7	6	5	4	4	3	3	2
(1) し尿収集人口	7	6	5	4	4	3	3	2
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人

	年 度							
	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
1. 計画処理区域内人口	51,061	50,623	50,127	49,631	49,135	48,639	48,144	47,616
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	51,047	50,609	50,114	49,619	49,123	48,628	48,133	47,606
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 公共下水道	51,047	50,609	50,114	49,619	49,123	48,628	48,133	47,606
(4) 農業・漁業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	12	12	11	11	11	10	10	9
4. 非水洗化人口	2	2	2	1	1	1	1	1
(1) し尿収集人口	2	2	2	1	1	1	1	1
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 計画処理量の推計結果

計画処理量の推計結果を表 6-2-2 に示します。

表6-2-2 計画処理量の推計結果

年度	計画平均処理量				計画処理量 (kL/日)	備考
	くみ取りし尿	単独処理 浄化槽汚泥	合計 (kL/日)	合計 (kL/年)		
平成 28	0.19	1.59	1.78	650		実績
平成 29	0.20	1.57	1.77	647		
平成 30	0.18	1.59	1.77	647		
令和 元	0.25	1.54	1.79	654		
令和 2	0.13	1.34	1.47	537		
令和 3	0.12	1.38	1.50	548	1.6	予測
令和 4	0.10	1.38	1.48	541	1.6	
令和 5	0.09	1.38	1.47	537	1.6	
令和 6	0.07	1.28	1.35	493	1.5	
令和 7	0.07	1.28	1.35	493	1.5	
令和 8	0.05	1.19	1.24	453	1.4	
令和 9	0.05	1.19	1.24	453	1.4	
令和 10	0.03	1.19	1.22	446	1.3	
令和 11	0.03	1.10	1.13	413	1.2	
令和 12	0.03	1.10	1.13	413	1.2	
令和 13	0.03	1.01	1.04	380	1.1	
令和 14	0.02	1.01	1.03	376	1.1	
令和 15	0.02	1.01	1.03	376	1.1	
令和 16	0.02	0.92	0.94	344	1.0	
令和 17	0.02	0.92	0.94	344	1.0	
令和 18	0.02	0.83	0.85	311	0.9	

※：計画処理量は、し尿・浄化槽汚泥発生量に最大変動係数1.05を乗じて、小数第二位を切り上げた値。

第3節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

本市における生活排水処理の基本方針を以下に示します。

(1) 公共下水道の水洗化率の向上

公共下水道整備区域内の未接続の世帯に対しては公共下水道への接続を促すことで生活排水処理の向上を図ります。

(2) 生活雑排水処理の推進

単独処理浄化槽が整備されている世帯、汲取りし尿の世帯については、公共下水道整備区域内であれば、早期接続を促し、それ以外の区域であれば、適切な施設への変更を促すことで生活雑排水の適正処理を推進していきます。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、今後も青梅市し尿処理場で、本市及び青梅市、福生市、瑞穂町の3市1町による広域処理を継続して行っていきます。

2. 生活排水処理の目標

本市から発生する生活排水は、可能な限り公共下水道において処理し、現在の高い汚水処理人口普及率を維持していくものとします。

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

公共下水道への接続が100%達成時には、し尿や浄化槽汚泥の発生量が更に減少するため、計画的に収集運搬車両の台数を調整していく必要があります。

そのため、し尿や浄化槽汚泥の発生量の動向を見極めながら、法令によって定められた浄化槽汚泥の引き抜き清掃回数を勘案し、安定的に収集・運搬業務が遂行できる車両台数を確保するとともに、収集運搬業者への指導にも努めます。

(2) 中間処理計画

青梅市し尿処理場の適正で安定した施設の運転を維持するため、本市及び青梅市、福生市、瑞穂町とともに、毎年度の計画的な保守・メンテナンス作業や施設の延命化のための維持補修について協議、調整していきます。

4. 計画達成のための施策

(1) 住民に対する広報・啓発活動

生活排水の処理を適切かつ迅速に進めていくため、引き続き市民の生活排水の適正処理に対する意識を広報・啓発活動等により向上させていきます。

(2) 公共下水道への接続

公共下水道の計画区域内の未接続住宅については、早期の接続を促し、水洗化率の更なる向上を図ります。また、単独処理浄化槽が整備されている住宅については、建て替えや改築などの際に、公共下水道に整備替えするように啓発活動を行っていきます。

5. 災害時のし尿処理に関する事項

災害時のし尿処理は、災害廃棄物処理計画に基づき対応を行います。また、災害の状況により、避難所などから発生するし尿は、東京都下水道局と平成 23 年 11 月に締結した「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受け入れに関する覚書」等に基づき、多摩川上流水再生センターへ搬入し処理を行います。

第7章 羽村市災害廃棄物処理計画

第1節 総論

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、令和元年には東日本台風、関東・東北豪雨、九州北部豪雨といった浸水被害等による災害も起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害に伴い様々な種類の廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量かつ多様に発生します。また、令和元年東日本台風では、土砂災害や浸水被害等により東京多摩地域の一部の自治体においても災害廃棄物が発生し、その処理を実施しています。

これらの災害廃棄物について、市民の生活環境の保全や公衆衛生の維持とともに、早期の復旧、復興に資するために、適正かつ迅速な処理が求められることから、災害廃棄物の処理に関する基本的事項を定めた、羽村市災害廃棄物処理計画（以下この章において「本計画」という。）を策定します。

本計画は、災害時に有効な対策等が講じられるよう、国の法令や指針、東京都の関連計画等を踏まえて必要に応じて見直しを図り、また、地域の取組みと連動し、実効性のあるものに高めていくこととします。

第2節 計画の対象

1. 対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害やその他の自然災害を対象とします。

なお、風水害やその他の自然災害に関しては、広域的な処分を含め、地震災害に準じて処理を行うこととします。

2. 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられ、羽村市域内で発生した災害廃棄物は、本市に処理責任が生じます。

本計画で対象とする災害廃棄物は、表 7-2-1 の災害廃棄物の種類と概要の太枠内に示す廃棄物とします。また、主な災害廃棄物の種類（参考）を表 7-2-2 に示します。

なお、事業場において発生した廃棄物は、発災後、「廃棄物処理法」第 22 条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

表7-2-1 災害廃棄物の種類と概要

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した住民の排出する生活ごみ[※] (通常生活で排出される生活ごみは除く) ・ 避難施設で排出される生活ごみ(避難所ごみ)[※] ・ 損壊家屋から排出される家財道具(片付けごみ) ・ 被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物 ・ 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・ 被災施設の仮設トイレからのし尿 ・ 被災した事業場からの廃棄物(事業活動に伴う廃棄物は除く) ・ その他、災害に起因する廃棄物
	家庭ごみ、し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常生活で排出される生活ごみ ・ 通常家庭のし尿
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く)
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物

※被災した住民の排出する生活ごみ、避難所ごみは、災害廃棄物処理事業費補助金の対象外である。なお、排出されたごみについては、平常時のごみと同様の処理を行う。

出典：「東京都災害廃棄物処理計画(平成29年6月)」を参考に作成。

表7-2-2 主な災害廃棄物の種類(参考) 1/2



種類		説明
災害 廃棄物	コンクリートがら	コンクリート破片、コンクリートブロック、アスファルトくず等 
	木くず	柱材、角材、梁材等の廃木材 

表 7-2-2 主な災害廃棄物の種類（参考） 2/2

種 類	説 明		
災害廃棄物	金属くず	鉄骨、鉄筋、金属サッシ、シャッター、アルミ材等	
	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙類、木くず、プラスチック等を多く含む可燃系混合物	
	不燃物/不燃系混合物	細かなコンクリート、ガラス、陶磁器等を多く含む不燃系混合物	
	廃家電	家電リサイクル法対象製品 家電 4 品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫) 小型家電等 家電 4 品目以外の小型家電等の廃家電	
	廃自動車	自動車、自動二輪、原付自転車等	
	危険物及び有害物	PCB 廃棄物、石綿含有廃棄物、消火器、医薬品類、農薬類、乾電池・リチウム電池類、バッテリー類、蛍光灯、太陽光パネル、ガスボンベ等	

出典：環境省、災害廃棄物対策情報サイト廃棄物の種類等を参考に作成

3. 被害の想定

東京都は、平成 24 年度に「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（以下「被害想定報告書」という。）、平成 25 年度に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表しており、首都直下型地震として、「東京湾北部地震」、「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」の被害を想定しています。

本計画では、本市において大規模な被害が想定される「立川断層帯地震」、「多摩直下地震」を対象とします。想定される災害を表 7-2-3、想定災害における建物被害を表 7-2-4 に示します。

なお、建物被害での火災延焼の棟数については、被害が大きくなる「冬、風速 8m/s、夕方 18 時」における想定とします。

表 7-2-3 想定される災害

項目	内容	
種類	多摩直下地震	立川断層帯地震
震源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.4
震源の深さ	約 20km～35km	約 2km～20km

表 7-2-4 想定災害における羽村市での建物被害

単位：棟

建物区分		多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊棟数	ゆれ	103	483
	液状化	0	0
	急斜面崩壊	5	7
	計	108	490
建物半壊棟数	ゆれ	548	997
	液状化	0	0
	急斜面崩壊	1	15
	計	549	1,012
焼失棟数		258	2,181

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがあります。

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

また、「被害想定報告書」では、「多摩直下地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」、「立川断層帯地震、冬、風速 8m/s、夕方 18 時」における災害廃棄物量を表 7-2-5 のとおり想定しています。

表7-2-5 発生量の想定

市名	条件			多摩直下地震		立川断層地震	
	季節	風速	時刻	重量 (万t)	体積 (万m ³)	重量 (万t)	体積 (万m ³)
羽村市	冬	8m/s	夕18時	8	8	29	30

出典：東京都、首都直下地震等による東京の被害想定報告書

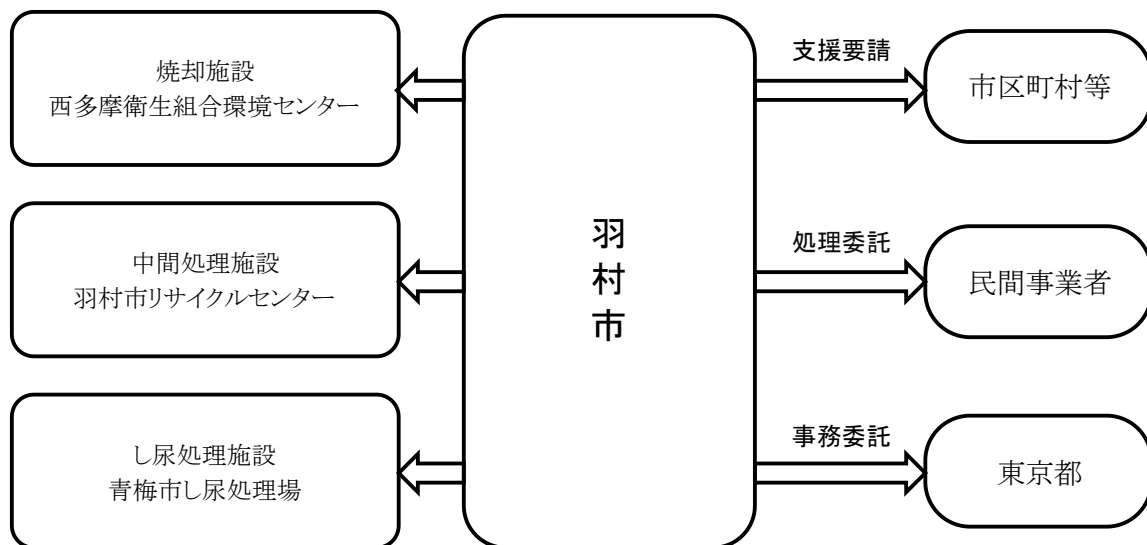
第3節 災害廃棄物処理の実施主体

1. 本市の役割

災害時において、本市が主体となり災害廃棄物の処理を行います。本市域内から発生した災害廃棄物等について、平常時と同様の性状の片付けごみのうち、燃やせるごみは西多摩衛生組合環境センター、資源物、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみについては羽村市リサイクルセンター、し尿については青梅市し尿処理場で処理を行うことを基本とします。

また、被災建築物の解体撤去で発生する建設系廃棄物の性状である災害廃棄物は、民間処理事業者に処理を委託します。

なお、災害の種類や規模等に応じた推計方法から推計した災害廃棄物量をもとに、災害廃棄物の要処理量、処理可能量を推計し、西多摩衛生組合環境センター及び本市のみで処理することが困難な場合は、他市区町村等及び民間事業者への協力の要請や、さらに地方自治法第252条の14第1項に基づき、東京都への事務委託を行うものとします。



※し尿は、多摩川上流水再生センターへの搬入も想定。

図7-3-1 災害廃棄物の処理主体

2. 西多摩衛生組合及び組合構成市町の役割

西多摩衛生組合環境センターにおいて燃やせるごみの中間処理等を行います。支援要請等に応じて、人材及び資機材等の支援を行うとともに、西多摩衛生組合及び組合構成市町（青梅市、福生市、瑞穂町）と連携して処理を行います。

また、本市を含む組合構成市町で災害廃棄物が発生した場合は、西多摩衛生組合及び組合構成市町と合同で、西多摩衛生組合及び組合構成市町災害廃棄物合同処理本部（仮称）（以下「災害廃棄物合同処理本部（仮称）」という。）を組織して、西多摩衛生組合環境セ

ンター及び組合構成市町内の処理施設における災害廃棄物処理の進行管理を行います。併せて、災害廃棄物由来の焼却残渣について、災害廃棄物合同処理本部（仮称）を通じて、東京たま広域資源循環組合に処理を要請します。さらに、組合構成市町内のみでは処理が困難な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の広域支援の要請を検討します。

3. 市民・災害ボランティアの役割

被災地域の市民は、被災者でもあることから、まずは、自らの生命と安全な生活を確保することが第一となります。その上で、市民は、本市が災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することができるよう、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努めることとなります。

また、災害ボランティアは、本市と連携して被災建築物の片付け等の被災者支援や一次仮置場における災害廃棄物の荷降ろしや分別作業等に従事します。

4. 事業者の役割

(1) 本市の収集運搬委託業者

発災時の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に進めるために、本市からの要請に基づき、災害廃棄物の収集運搬等を行います。また、収集運搬を行う際には、災害廃棄物以外の家庭ごみとの混載に留意するとともに、西多摩衛生組合環境センター搬入時の管理票には、災害廃棄物と記載する等の管理を行います。なお、西多摩衛生組合環境センターに搬入できる災害廃棄物は、通常のごみと同様の性状のもののため、土砂が付着した家具など、通常のごみと異なる場合は、本市の指示に従い、仮置場等へ搬入します。

(2) 一般廃棄物収集運搬許可業者

発災後、本市は必要に応じて一般廃棄物収集運搬許可業者と災害廃棄物処理契約を締結し、西多摩衛生組合環境センター及び本市が指定する処分先等に災害廃棄物の収集運搬を行います。この場合、本市を排出事業者として取り扱います。

なお、通常の事業者から排出される一般廃棄物とは区別して、災害廃棄物を取り扱うものとします。

(3) 一般廃棄物処分許可業者

発災後、本市は必要に応じて、一般廃棄物処分許可業者と災害廃棄物処理委託契約を締結し、廃棄物の処理を行います。この場合、本市を排出事業者として取り扱います。

なお、通常の事業者から排出される一般廃棄物とは区別して、災害廃棄物として取り扱うものとします。

(4) 産業廃棄物収集運搬許可業者

東京都と災害時の協力協定を締結している一般社団法人東京都産業資源循環協会（東京都知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬許可業者等の業界団体）（以下「東産協」という。）は、東京都からの要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を生かした役割を果たすよう努めます。

なお、東京都から東産協への要請については、本市から東京都に要請を行い、東京都で災害廃棄物処理の進捗状況を確認した上で、実施します。

(5) 排出事業者

排出事業者は、事業場から排出される災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性がある事業者は、これらの廃棄物の主体的な適正処理に努めることとします。

5. 東京都の役割

東京都は、処理主体である本市及び西多摩衛生組合が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けた本市の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、本市が災害廃棄物処理に係る事務の一部を、東京都へ委託を行った場合には、本市に代わって東京都が直接、廃棄物処理を担うことがあります。

第4節 災害廃棄物対策の基本的な考え方

1. 災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理に関する基本方針は、以下のとおりとします。

①迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行います。
②リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、分別・選別によりリサイクルを推進します。また、再資源化したものは復興資材として有効活用します。
③環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進します。
④衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図ります。
⑤安全作業の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入・搬出作業において周辺住民や処理従事者への安全の確保を徹底します。
⑥経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択します。
⑦計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進します。
⑧関係機関・関係団体や市民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携	早期の復旧・復興を図るため、国、東京都、他市町村、一部事務組合、関係機関・団体等と協力・連携して処理を推進します。また、市民や事業者、災害ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進します。

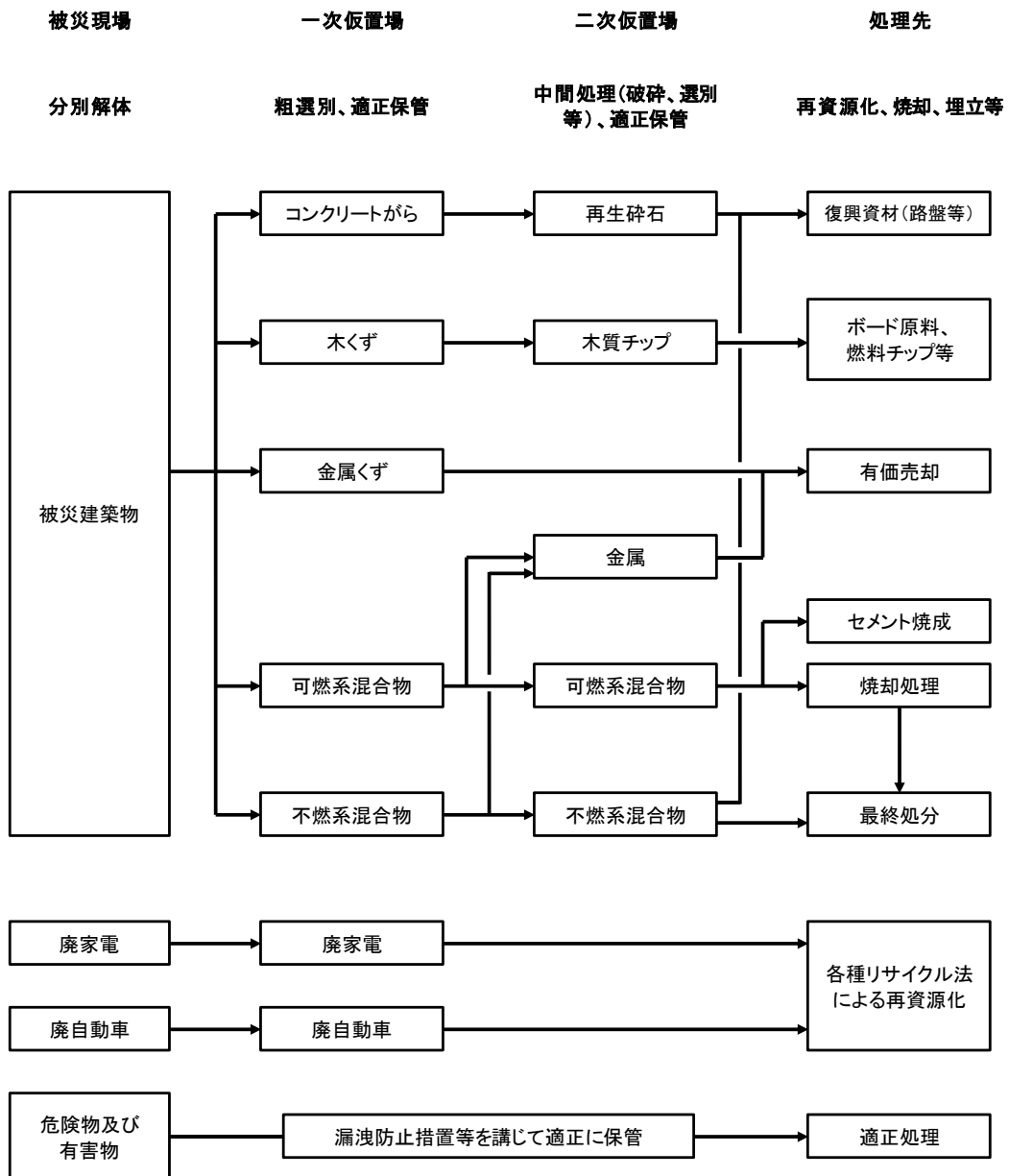
2. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物の処理は、図 7-4-1 に示す災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）に基づくものとし、被災建築物の分別解体や仮置場において選別、適正保管等を行い、災害時においても再資源化を徹底します。

また、被災した家電 4 品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）、自動車については、可能な限り分別を行い、各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底し、危険物及び有害物については、適正な保管、処理を行います。

し尿の処理については、平常時のし尿処理と同様の処理を行います。

【被災建築物、廃家電、廃自動車、危険物及び有害物】



出典：東京都災害廃棄物処理計画（平成 29 年 6 月）

【し尿】



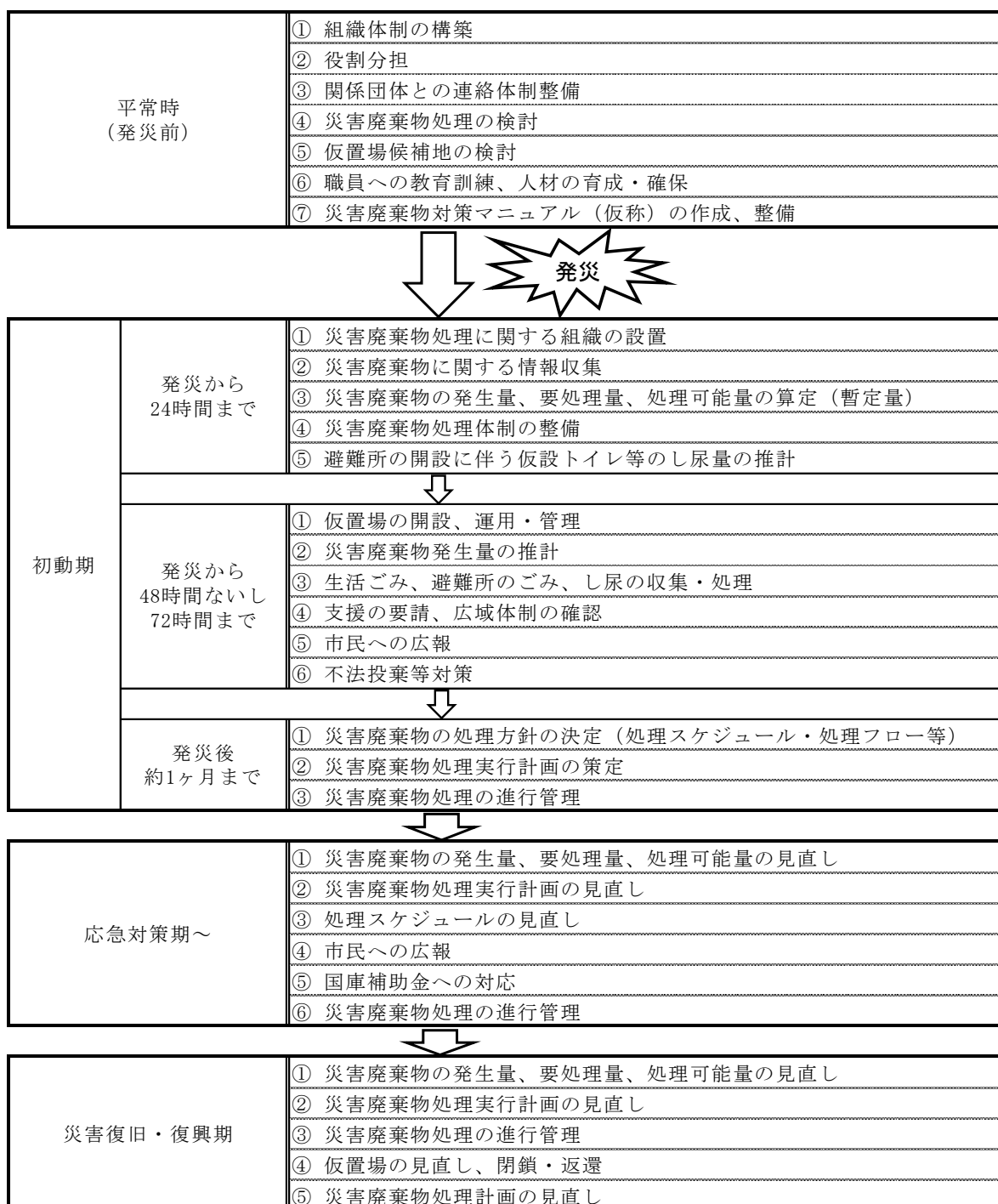
※：多摩川流水再生センターの搬入も想定。

図7-4-1 災害廃棄物の種類別処理フロー（標準処理フロー）

3. 災害廃棄物処理業務の進め方

平常時及び発災後に本市が取り組むべき災害廃棄物処理業務の進め方（例）を表 7-4-1 に示します。発災後、第一に本市職員の安否確認を行い、災害廃棄物処理に関する組織人員を確保します。

表7-4-1 災害廃棄物処理業務の進め方



4. 処理期間とスケジュール

災害廃棄物の処理は、早期の復旧・復興に資するよう、出来るだけ早く完了することを前提とし、災害の規模や災害廃棄物の発生量及び要処理量、処理可能量等に応じて、適切な処理期間と取り組むべき事項を経過期間ごとに整理したスケジュールを設定します。

また、大規模災害においては3年以内の処理完了を目指すものとし、処理期間について国の指針が示された場合や東京都が災害廃棄物処理実行計画を策定した場合には、その期間との整合を図り設定します。

第5節 災害廃棄物対策

1. 平常時における対応（発災前）

(1) 組織体制の構築

発災後、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理を行うためには、平常時に組織体制を構築しておく必要があります。羽村市災害対策本部条例及び同施行規則の定めにより、災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合は、災害発生規模に応じて災害対策本部が設置されます。

災害廃棄物処理に関しては、災害対策本部等の決定により、羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置することとし、産業環境部の職員を中心とした体制を組織するとともに、図7-5-1に示す関係部署と連携した組織体制（参考）を構築します。

また、羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）を表7-5-1に示します。

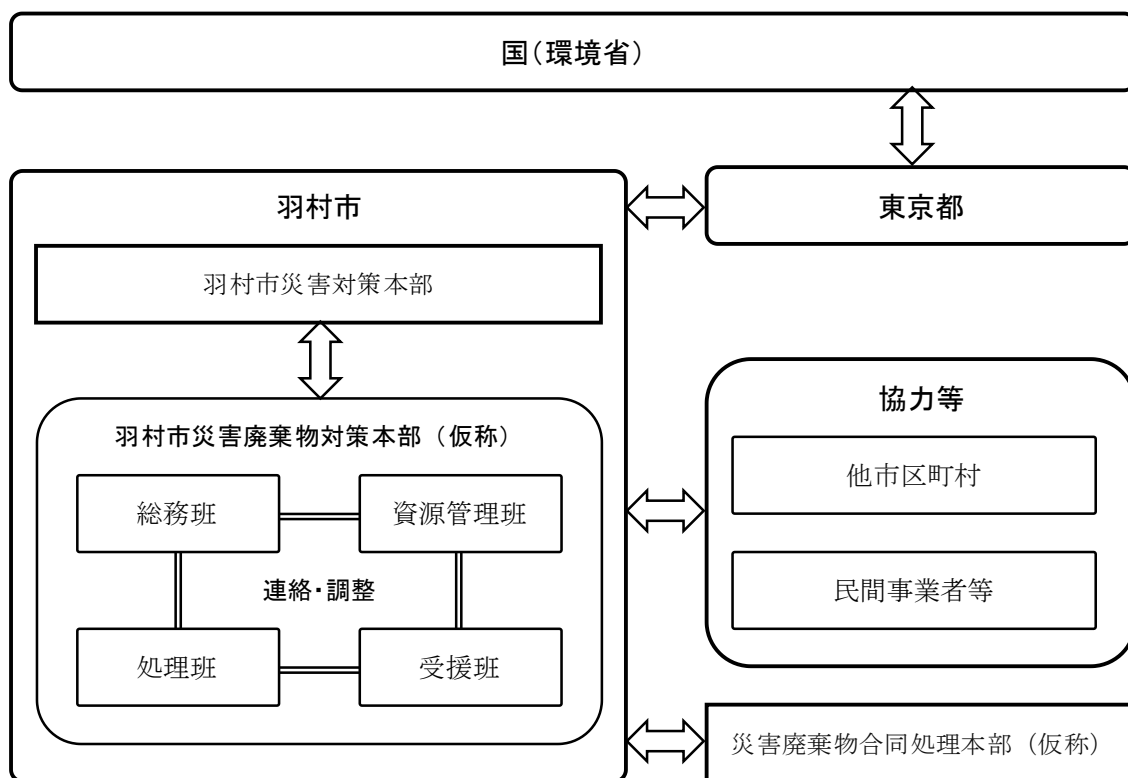


図7-5-1 関係部署と連携した組織体制（参考）

表7-5-1 羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）の想定される主要な業務内容（参考）

班・担当区分		業務内容（参考）
総務班	総合調整 担当	業務全般に関する進行管理
		指揮命令、総括、調整会議等の運営
		羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）・各班・担当との連絡調整
		職員の人員配置
		災害廃棄物対策関連情報の集約
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計
		施設の処理能力の把握
		処理方針の決定及び実行計画の策定、見直し
	財務 担当	その他業務
		予算管理（要求、執行）
		業務の発注状況の管理
		国庫補助のための災害報告書の作成
渉外 担当	他行政機関との連絡調整、協議、支援要請	
	その他機関（民間事業者）との連絡調整、協議、支援要請	
広報 担当	市民等への災害廃棄物処理に関する広報	
	市民からの問合せ対応	
資源 管理班	仮置場 担当	仮置場の必要面積の算定
		仮置場の確保、設置・運用・管理
	施設 担当	処理施設の被害情報の把握
		処理施設の復旧支援
		被災施設の代替処理施設の確保 必要資機材の管理、確保
処理班	処理 担当	道路啓開及び損壊家屋等の解体・撤去（公費による解体・撤去含む） 及びそれに伴う廃棄物処理対応
		ごみの収集運搬、処理（ごみ集積所の設置・管理を含む）
		復興資材利用先に関する調整、選別後資材の品質管理
		処理困難物の処理
		処理に関する進行管理（処理済量、搬出予定量）
		し尿の収集運搬、処理
		仮設トイレ等の設置・管理
	環境・指導 担当	不法投棄、不適正排出対策
		仮置場等の環境モニタリング
		民間事業者の指導
受援班	受入担当	支援の受入管理、受援内容の記録
	配置担当	受け入れた支援の配置先管理

(2) 関係団体との連携体制

1) 組合構成市町と西多摩衛生組合との連携

本市は青梅市、福生市、瑞穂町とともに西多摩衛生組合（西多摩衛生組合環境センター）を設置し、3市1町の燃やせるごみの中間処理（焼却処理）を行っています。

また、し尿については、青梅市との事務委託により青梅市し尿処理場において処理を行っています。

平常時より、西多摩衛生組合及び組合構成市町で災害廃棄物合同処理に関する協議を進め、災害廃棄物合同処理体制を構築します。

2) その他組合等との連携

西多摩衛生組合環境センターにおける燃やせるごみ焼却後の焼却灰等については、東京たま広域資源循環組合でエコセメントの原料として資源化を行っています。

災害廃棄物の処理について、構成団体（他組合含む）とともに、災害廃棄物対策についての合同処理体制の構築を図る必要があります。

3) 国、東京都、他市区町村等との連携

本市だけでは、災害廃棄物処理における十分な体制が確保できない場合等に備え、国、東京都、他市区町村等と連携体制を構築します。

4) 他市区町村や民間事業者等との協定

本市では、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国、東京都、他市区町村、民間事業者等と災害廃棄物処理や避難所の開設・受入れ、資機材等の貸与、避難所等への物質等の供給、医療救護活動への協力等に関する各種協定を締結しています。

なお、災害時協定の中から災害廃棄物に関する協定を表7-5-2に示します。

表7-5-2 災害廃棄物に関する協定

協定名	協定締結先	締結年月日	協定の概要
災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年11月1日	し尿の受入れ

5) 市民・災害ボランティアとの協力体制

災害廃棄物を適正に処理するため、市民及び災害ボランティアに正確な情報を伝えるとともに、協力体制の構築を図ります。

(3) 職員への教育訓練、人材の育成・確保

発災時において、本計画を有効に活用するとともに、適正かつ迅速に災害廃棄物の処理等を進める人材を育成するため、平常時から関係職員への継続的な研修等を行います。また、災害廃棄物処理等に関する職員の知識向上と人材の確保に努めます。

(4) 羽村市災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の整備

本計画の内容を踏まえて、発災時に対応すべき業務等を定めた「羽村市災害廃棄物対策マニュアル（仮称）」（以下「マニュアル」という。）等を整備する必要があります。

マニュアルには、災害廃棄物発生量の推計方法、仮置場の選定、設置、管理方法、災害廃棄物の処理方針等の具体的な業務手順、様式等を記述します。

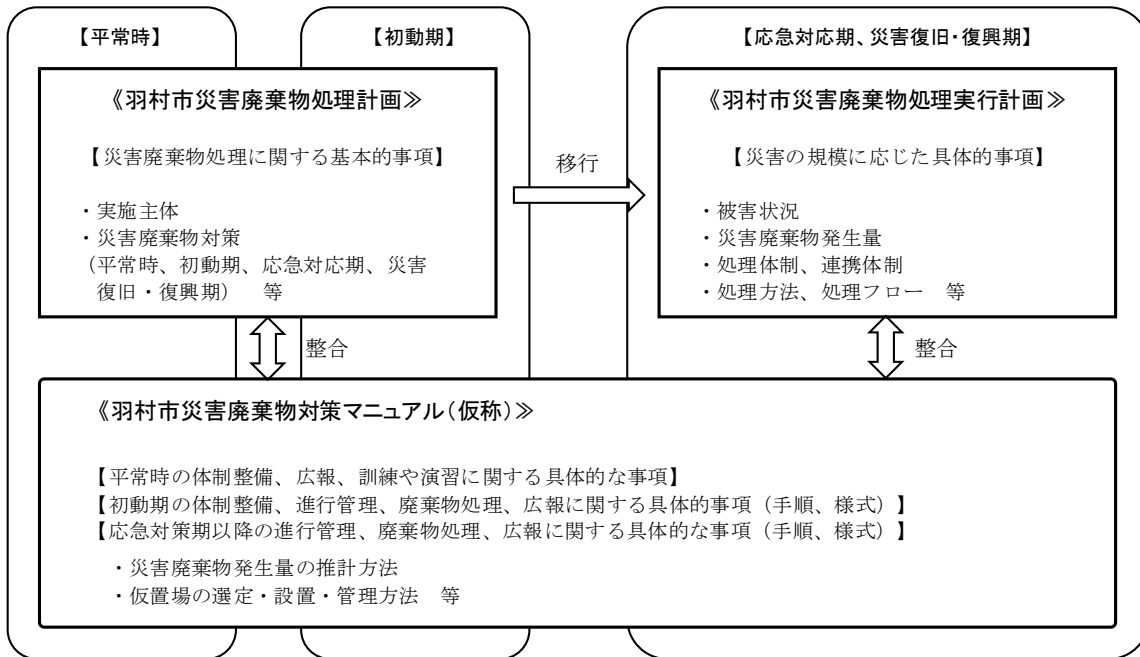


図7-5-2 羽村市災害廃棄物対策マニュアル（仮称）の位置付け

2. 初動期における対応

(1) 羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）の設置

災害の発生規模に応じた災害対策本部の決定により、羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）を設置します。被害の状況等に応じ、羽村市災害廃棄物対策本部（仮称）長（産業環境部長）は、災害廃棄物処理に関する初動対応の命令を発し、災害廃棄物処理体制に移行します。また、西多摩衛生組合と組合構成市町で災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織します。

さらに、廃棄物発生量が甚大で、広域的な災害廃棄物処理体制が必要な場合には、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、災害廃棄物処理の要請を検討するとともに、東京都との連携により迅速に処理する体制の構築を進めます。

なお、他県等への応援要請が必要な場合には、東京都を窓口として他県などとの連携を図ります。

(2) 災害廃棄物に関する情報収集

表 7-5-3 に災害廃棄物に関する情報収集区分（例）を示します。災害廃棄物に関する情報として、被災建築物の損壊及び解体状況、処理の進捗状況等の状況把握や関係機関からの情報収集等を行います。

表 7-5-3 災害廃棄物に関する情報収集区分（例）

区 分	入 手 情 報
被災建築物の損壊状況	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、火災による損壊棟数
被災建築物の解体状況	解体予定棟数、解体済棟数（構造別）
処理の進捗状況	種類別の要処理量、処理済量、搬出済量（再生資材も含む）
仮置場の状況	場所・設置数・面積、搬出入量、環境モニタリング結果
受援の状況	人数、資機材の状況、業務の進捗状況

(3) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の算定（暫定量）

発災後、(2) で収集した災害廃棄物に関する情報を基に、平常時に定めた発生量・処理可能量の算定式等を参考に災害廃棄物の発生量（暫定量）を算定します。

(4) 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物処理は、産業環境部が中心となり実施します。災害時には、部内で臨時体制を組織し、関係部署とも連携して災害廃棄物処理体制を整備します。

(5) 避難所の開設に伴う仮設トイレ等の設置

避難所の開設に当たり、避難者数、断水による仮設トイレ必要人数等の状況把握を行い、し尿量の推計を行います。また、避難所周辺市民の環境衛生に考慮したし尿収集計画を策定し、し尿処理施設等へ搬入します。

(6) 仮置場の設置・運用・管理

1) 仮置場の区分と定義

仮置場は、災害廃棄物の迅速な処理のため、一時的に分別、保管、処理等の集積場所として設置します。災害時に災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合に、仮置場を設置する必要があります。

本計画で想定している一次仮置場、二次仮置場の定義を表 7-5-4 に示します。

表 7-5-4 仮置場の定義

区 分	定 義
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none">道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、主に被災市民が直接搬入するとともに、市委託事業者や解体事業者等が搬入する。(基本的に市が設置して運用・管理し、最終的には返還)※別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に移動した場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。可能な限り粗選別を行った上で搬入し、再資源化等を行うことを想定して、選別、処理を行う。選別、処理等の状況により、固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合がある。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物の処理先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後においても一時的に集積、保管するために設置する場所。

出典：環境省、災害廃棄物対策指針、技術資料・参考資料、技 18-1（令和元年 4 月 1 日改訂）を参考に作成

2) 仮置場の選定

災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時において、市有地、国・東京都等の公有地の調査等を行った上で、仮置場の対象地を選定します。仮置場の選定にあたっては、事前に市民への周知を行います。

なお、仮置場が市有地や国・東京都等の公有地では必要面積を確保できない場合等には、やむを得ず、民有地を検討することがあります。

表 7-5-5 に仮置場選定時の留意事項を示します。

表7-5-5 仮置場選定時の留意事項

留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとに選定します。 ・ 優先順位は、市有地、国や都などの公有地、民有地の順とします。 ・ 運搬ルートを確認でき、搬入・搬出が容易な場所とします。 ・ 新たに開発する面積が少なくなるようにします。 ・ 災害時の他の用途（避難施設、救出・救助部隊の活動拠点、災害時ヘリ緊急離着陸場、生活物資の集積・輸送拠点、ライフライン復旧拠点、応急仮設住宅建設用地）との調整をとります。

3) 仮置場の設置

羽村市地域防災計画では、仮置場として、江戸街道公園（羽村市五ノ神 347 番 1）を指定しています。

災害廃棄物量、道路や施設の被災状況や処理能力等によっては、関係部署等と調整を行い、他の市有地等についても選定します。また、災害の状況により、近隣集積所（一次仮置場に搬入する前段の小規模かつ短期間の保管場所）の設置についても検討します。

4) 災害廃棄物合同処理本部（仮称）と二次仮置場の設置

本市では、平常時の家庭ごみ等の中間処理（焼却処理）を西多摩衛生組合環境センターで行っており、災害廃棄物の焼却処理についても、基本的に西多摩衛生組合環境センターで行うこととなります。そのため、災害廃棄物が発生した場合は、必要に応じて西多摩衛生組合や組合構成市町で構成する災害廃棄物合同処理本部（仮称）を組織します。その際、組合構成市町である青梅市、福生市、瑞穂町と共有する仮置場の設置についても検討を行います。

また、西多摩衛生組合や組合構成市町内の処理施設を最大限活用しても、目標期間内に処理することができない膨大な量の災害廃棄物が発生した場合は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合の敷地内への二次仮置場及び仮設処理施設の設置についても検討します。さらに、一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合は、二次仮置場内で中間処理（破碎処理）を行い、西多摩衛生組合環境センターで焼却処理を行います。

5) 仮置場のレイアウト

仮置場のレイアウトについては、本レイアウト例等を参考にして、災害の規模や被害棟数等の情報に基づいて、災害廃棄物の発生量を算定し、仮置場の面積等を考慮した上で、レイアウトを決定する必要があります。また、二次仮置場は、災害廃棄物合同処理本部（仮称）において、西多摩衛生組合敷地内等の広域的な連携も考慮して設置します。

① 一次仮置場のレイアウト例

一次仮置場のレイアウト例を図7-5-3に示します。一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化、処分等の各工程を考慮し、廃棄物の種類ごとに区分して仮置きできる場所に設置する必要があります。

なお、発生する災害廃棄物について、地震災害時には倒壊や損壊などにより廃棄物が発生するため、コンクリートがらや鉄・金属等の金属くず、木くずが多くなる傾向にあり、風水害等の災害時には、浸水によって廃棄物が発生するため、畳や廃家電、流木・木くず等が多くなる傾向にあります。

また、一次仮置場への搬入は、車両での搬入が想定されることから、交通渋滞に配慮し、車両等が交錯しない一方通行のレイアウトにします。

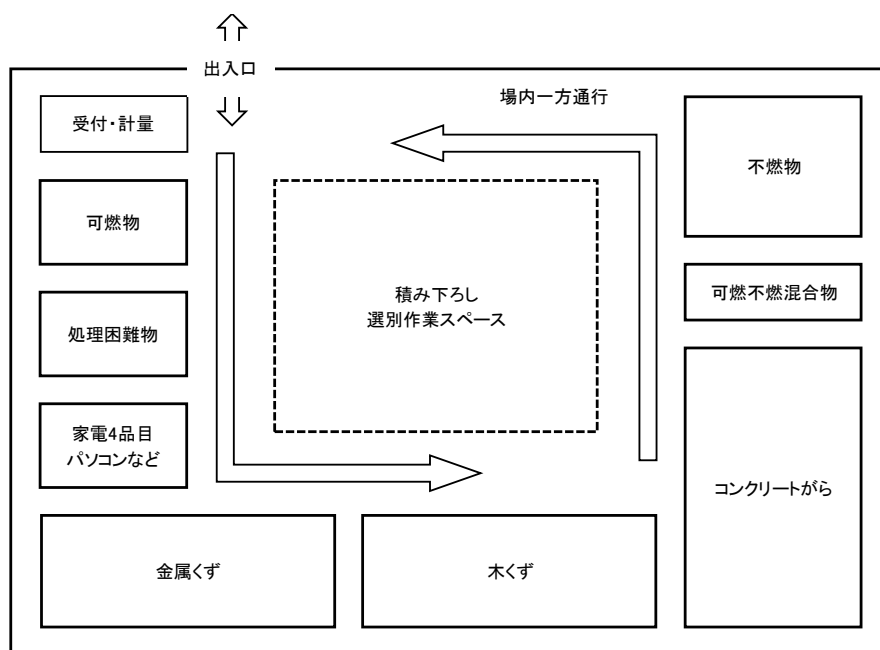


図7-5-3 一次仮置場のレイアウトの例

② 二次仮置場のレイアウト例

二次仮置場では、一次仮置場の搬入物の更なる分別処理等を行う作業スペース等を考慮するとともに、二次仮置場内での再分別や保管を行える場所を配置する必要があります。また、仮設の中間処理施設を設置する可能性も考慮し、処理後の保管場所を配置する必要があります。

二次仮置場への搬入についても、搬入車両等や処理後の搬出車両等が集中する場合は想定されることから、交通渋滞に配慮して、できる限り一方通行として、車両等が交錯しないレイアウトにします。

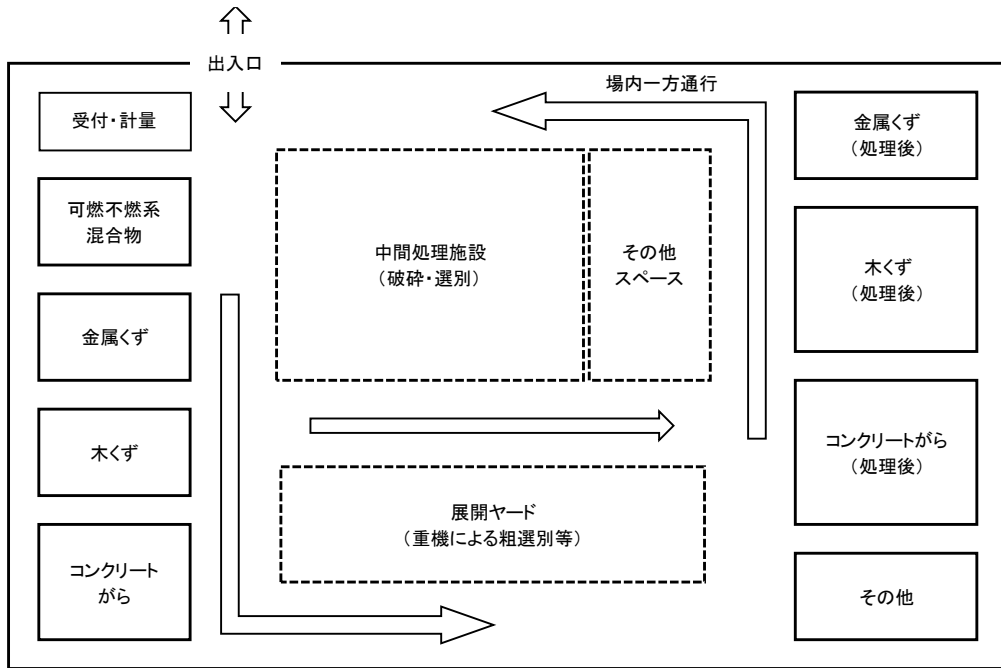


図7-5-4 二次仮置場のレイアウトの例

6) 仮置場の管理

仮置場では、災害廃棄物の飛散防止対策、環境衛生対策、火災防止対策等に留意するとともに、仮置場の作業従事者に対する安全性の確保に努めることとします。

また、仮置場を適切に管理するために、便乗ごみや不法投棄等の防止対策として、受付の設置や警備員の配置、出入口の施錠等を講じる必要があります。

7) 仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ（案）

仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ（案）を図7-5-5に示します。仮置場の返還に当たっては、必要に応じて土壌分析等を実施し、土地の安全性を確認のうえ返還するものとします。

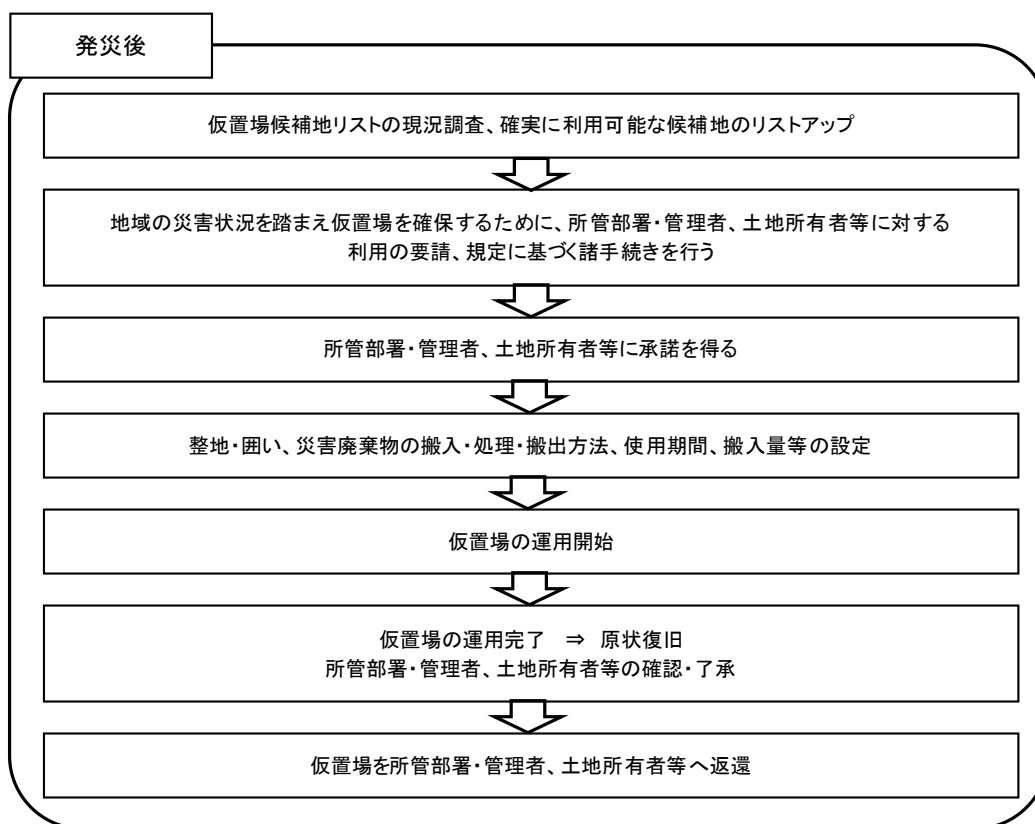
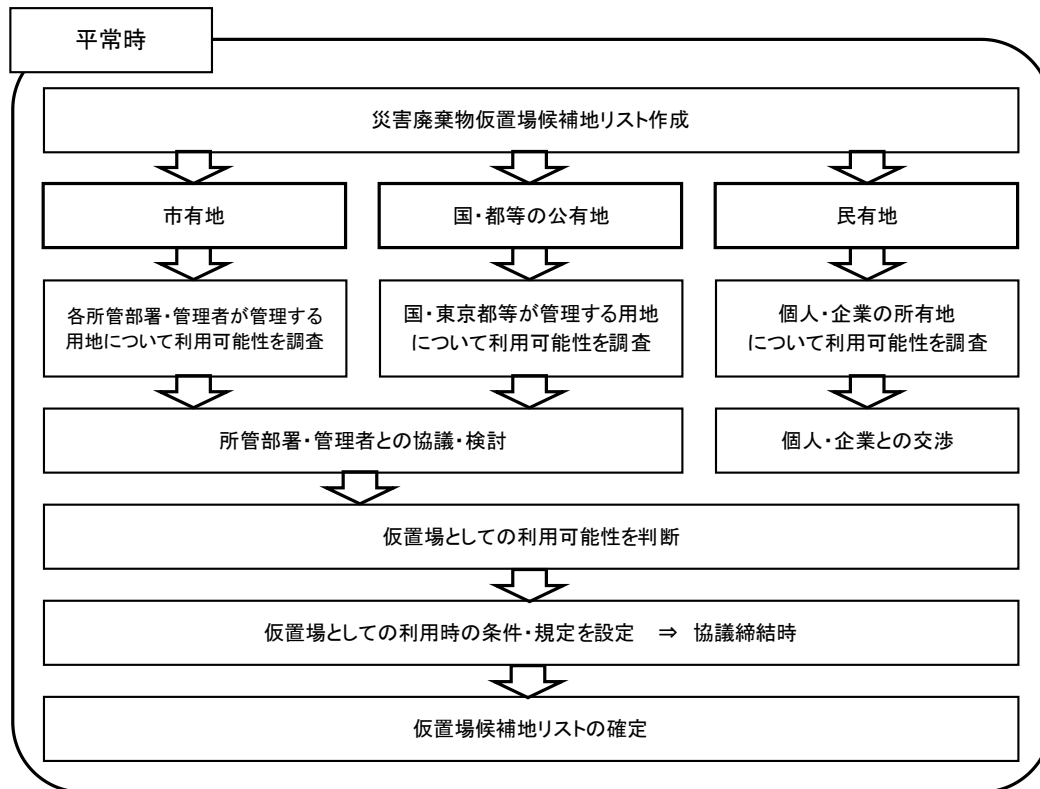


図7-5-5 仮置場の選定から運用開始、返還までの流れ（案）

(7) 市民への広報

市民に対して、災害廃棄物処理に関する必要な情報について、市公式サイト、広報紙等を活用して適切な方法で周知します。

- ・ 発災後のごみの分別・収集方法・収集頻度
- ・ 避難所における避難所ごみの分別方法
- ・ 災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類
- ・ 災害廃棄物の排出方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入方法等）
- ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止

(8) 災害廃棄物の処理方針の決定

災害廃棄物の種類別発生量や処理量、処理可能量等を勘案し、被災状況に応じた処理方針を決定します。また、本計画の基本方針に基づき、処理の優先順位や処理スケジュール、再資源化の方法等についても示すものとします。

なお、災害廃棄物のうち可燃系混合物等の燃やせるごみは、西多摩衛生組合（西多摩衛生組合環境センター）で焼却処理、木くずやコンクリートがら、金属くずなどの再資源化できるものについては、羽村市リサイクルセンターで選別、破碎等の処理を行い、再資源化を行うことを基本とします。

(9) 災害廃棄物処理実行計画の策定

本計画や国の指針等に基づき、被災状況や災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量、処理方針等を記載した災害廃棄物処理実行計画を策定します。

(10) 災害廃棄物処理の進行管理

災害廃棄物処理状況及び業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。その際、短期的な目標を設定し、随時その達成状況等を検証しながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保します。また、処理状況等の情報は、災害廃棄物対策本部（仮称）や災害廃棄物合同処理本部（仮称）へ報告するほか、東京都との情報共有も図ります。

3. 応急対策期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

被災状況や仮置場への搬入状況等に基づいて、随時、災害廃棄物の発生量及び要処理量について見直しを行います。

また、処理施設の稼働状況等を踏まえて、処理可能量の見直しも行います。さらに、要処理量に対して処理可能量が不足する場合は、広域処理も含めた調整を図ります。

(2) 実行計画の見直し

処理の進捗状況等の変化に応じて、処理処分先・再生利用先等の見直しを適宜行います。

(3) 処理スケジュールの見直し

災害廃棄物の発生量等の見直しを踏まえて、処理スケジュールや処理フローを見直します。

(4) 市民への広報

市民に対して、市公式サイト、広報紙等を活用して、発災後の状況に応じた具体的な情報の提供を行います。

- ・市民からの問合せ内容と回答例（Q&A）
- ・り災証明の交付から解体（公費解体含む）までの流れ
- ・仮置場の設置状況や運営状況
- ・災害廃棄物の処理状況

(5) 国庫補助金への対応

災害時には、災害の規模により、国庫補助金が適用されます。災害廃棄物の処理に係る費用に対しては、「災害等廃棄物処理事業費補助金」が適用されるため、被害状況や処理の進捗状況等に関する情報を集約する必要があります。

なお、災害の規模等により、補助対象とならない経費等があるため、対象の範囲を十分に把握しておく必要があります。

(6) 災害廃棄物処理の進行管理

実行計画に基づき、災害廃棄物の処理及び業務の進行管理を行い、処理実績の公表、要処理量の算定等を適宜行うとともに、必要に応じて人材、資機材の確保を行います。

4. 災害復旧・復興期

(1) 災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直し

災害廃棄物の処理状況等に応じて、定期的に災害廃棄物の発生量、要処理量、処理可能量の見直しを実施します。

(2) 実行計画の見直し

災害復旧・復興の段階において、発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物の処理過程等に新たな課題が判明する場合があります。処理の進行に伴い、災害廃棄物の発生量や要処理量、処理可能量に見直しが行われた場合等は、必要に応じて、実行計画の見直しを行います。

(3) 災害廃棄物処理の進行管理

応急対策期に実施した内容に加え、災害廃棄物処理の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理状況や業務の進捗状況等の進行管理を行います。

(4) 仮置場の見直し、閉鎖、返還

仮置場は、災害廃棄物処理の状況に応じて、順次閉鎖し原状復旧を行います。また、必要に応じて土壌分析等を実施した上で、返還します。

(5) 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、国が定める法令や指針、東京都の関連計画、市の関連計画等の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを図っていきます。

また、計画の内容に改善点が見られた場合、その他本計画の見直しが必要となった場合等において、必要に応じて見直しを行います。

(6) 国庫補助金業務

災害廃棄物処理に関する国庫補助金には、「災害等廃棄物処理事業費補助金」「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」等があります。本市における災害廃棄物処理において対象となる場合には、国の「災害関係業務事務処理マニュアル」の手順等に基づき災害報告書等を作成し、東京都を通じて補助金申請を行います。